

釣魚島（尖閣諸島）領有権問題に関する 日本政府の主張を検証する

—— 日本側の史資料を中心に ——

倪 志 敏

目次

はじめに

- 一、釣魚島が日本領に編入された経緯
 - 1、内務省による釣魚島外二島の調査内命
 - 2、現地調査はたった一度、一島、計6時間
 - 3、日本政府、国標設置を見合わせる
 - 4、甲午戦争で日本圧勝、釣魚島、黄尾嶼二島を密かに編入

- 二、戦後日本の領土処理と釣魚島領有権問題
 - 1、「ポツダム宣言」と「日本の領域条項」
 - 2、「サンフランシスコ条約」と地域紛争の伏線
 - 3、琉球列島米国民政府による信託統治区域の恣意拡大
 - 4、サンフランシスコ講和会議に対する中国政府の基本姿勢

- 三、沖縄返還と釣魚島領有権問題
 - 1、釣魚島領有権問題の表面化と日本政府の初期対応
 - 2、当事国である米国による中立立場の表明
 - 3、沖縄返還区域の経緯度を巡る日米間の攻防
 - 4、「米国頼り」から「先占の論理」へと転換
 - 5、米国の中立立場に対する日本政府の怒り
 - 6、米国の中立立場の背景と「オフショア・balancing戦略」
 - 7、アメリカのCRS 報告書

- 四、中日間の「棚上げ合意」の形成と再確認の史的过程

- 1、「棚上げ合意」の原点
 - 2、1978年、中日両国による「棚上げ合意」の確認
 - 3、1990年代、中日両国による「棚上げ合意」の再確認
- 結びに代えて

はじめに

今年は、「中日平和友好条約」を締結35周年という節目の年に当たる。にもかかわらず、釣魚島領有権問題をめぐる中日間の角逐が熾烈な展開を見せ、歴史問題とも絡んで中日関係を「氷点下」にまで冷え切らせた。日本政府は「尖閣諸島は歴史的にも国際法上もわが国の固有の領土である」と繰り返して強調した上で、「そもそも日中間に領有権問題、更に尖閣に関する棚上げ合意は存在しない」と断言した。これを受けて、中国側は、「中日間の合意が存在しなくなり、中国はこれまでの自制の根拠がなくなった」ため、「日本の実効支配を打破する」へと路線を転換せざるを得なく、公船による巡航が常態化された。

釣魚島問題をめぐる中日間の政治的な対立が、経済、人的往来等の分野にも大きな影を落とした。中国側の統計によれば、2013年度の中日貿易額は、前年度の3,295億ドルから3,126億ドルへと5.1%減となり、2年連続で縮小した。2013年の中国を訪問した日本人は、前年の351.82万から287.75万へと18.21%も減少した。他方、日本側の統計によ

れば、2013年度の日中貿易額は、前年度の3,337億ドルから3,120.4億ドルへと6.5%減となった。2013年の日本を訪問した中国人は、前年の142.51万から131.45万へと7.8%を減少した。

こうした痛ましい現状を踏まえ、本稿は、日本側の明治期の公文書、外交文書、国会答弁及び新聞記事等の第1、2次の史資料に依拠し、釣魚島領有権に関する日本政府の主張を検証する。その構成として、まず第1に、釣魚島領有権問題の原点を遡及し、釣魚島が日本領に編入された経緯を辿る。第2に、戦後、日本の領土処理の過程における釣魚島問題の変遷、とりわけ当事国である中日関係の深層に横たわるアメリカ・ファクターは沖縄返還の際、この問題を如何に対応し、如何なる立場をとってきたのかを考察する。第3に、釣魚島領有権問題に関する中日間の「棚上げ合意」の形成とその後再確認された史的プロセスを解明する。

一、釣魚島が日本領に編入された経緯

1、内務省による釣魚島外二島の調査内命

1972年3月8日、日本外務省が発表した「尖閣諸島の領有権についての基本的見解」の中で、釣魚島の編入過程について、「明治18年（1885年）以降政府が沖縄県当局を通ずる等の方法により再三に亘り現地調査を行ない、単にこれが無人島であるのみならず、清国の支配が及んでいる痕跡がないことを慎重に確認の上、1895年1月14日に現地に標杭を建設する旨の閣議決定を行なって正式にわが国の領土に編入することとしたものである」と説明した。この「先占の論理」は、日本が釣魚島の領有権を有しているとの最も重要な根拠となった。

話は遠く遡るが、日本が王政復古直後の1868年3月14日、明治天皇は、「国威宣布の宸翰」の中で、「万里の波濤を開拓し、国威を四方に宣布」と告示した。明治維新の展開に伴って、日本は急速に對外拡張の道へと突き進んだ。こうした歴史背景の下で、1879年、日本は「琉球処分」を断行し、1372年から中国を中心とした冊封体制の傘下にあった独立国家である琉球王国を併合したのは

その象徴的な事例である。

1885年8月、沖縄県は内務省の内命を受け、沖縄本島の東に位置する無人島・大東島を調査した後に国標を立てた。日本側の動きは、直ちに中国側に察知された。9月6日（清光緒11年7月28日）、上海の『申報』は「台島警信」と題する記事で、「台湾の東北辺の島で、近頃日本人がそこに日章旗を掲げ、大いに占拠する勢いにあると謂う。いかなる意見によるものかまだ詳らかではないが、ひとまずこれを記録して後聞を待つものとする」と注意を喚起した。

同じく8月、山県有朋内務卿は、釣魚島（魚釣島）、赤尾嶼（久米赤島）、黄尾嶼（久場島）三島への調査を沖縄県に内命した。西村捨三県令にまず部下である石沢兵吾を琉球と福州との間の往復経験者からの聞き取り調査を行わせた。9月14日、往復経験者の大城永保は書面で、「魚釣島は、（中略）、且山中より流水有之、浜足場広く及船碇宿所有之模様」¹⁾という極めて重要な証言を提供し、中国人が残した痕跡の可能性を示唆した。9月21日、石沢が提出された報告書では、この3つの島は、即ち、徐葆光清国の琉球冊封副使が、1791年に著した『中山伝信録』の中に記された釣魚島、赤尾嶼、黄尾嶼との3つの島だと判明した²⁾。報告を受けた西村は翌22日、山県内務卿に上申書を出し、この3つの島は、「既に清国も旧中山王を冊封する使船の詳悉せるのみならず、夫々名称をも附し、琉球航海の目標と為せし事明らかなり。依て今回の大東島同様、踏査直に国標取建候も如何と懸念仕候間」³⁾と深い懸念を表明した。

山県内務卿は上申書を受け取った後の10月9日に、井上馨外務卿に照会を出し、その件について諮った。井上は既に『申報』の記事を知っており、加えて外務官僚からの「近時清国の新聞に、我政府は清国に属する台湾地方の島嶼を占拠せし様の風評を掲げ、清政府の注意を喚起せしめてあり。故に此際叢爾たる一小嶼には暫時は着分不相応の不要のコンプリケーションを避くるの好政策なるべし、相乞次第哉」⁴⁾との助言により、10月21日に以下のように回答した。「殊に清国には其れ島名も附し有之候に就ては、近時清国新聞紙等にも、我政府に於て台湾近傍清国所属の島嶼を占拠せし

等の風説を掲載し、我国に対して猜疑を抱き、頻りに清政府の注意を促し候もの有之候際に付、此際遽に公然国標を建設する等の処置有之候ては清国の疑惑を招き候間」とその利害を説いた上で、当面は「差向実地を踏査せしめ、港湾の形状并に土地物産開拓見込有無詳細報告せしむるのみに止め、国標を建て開拓に着手するは、他日の機会に譲候方可然存候」と助言し、「且曩に踏査せし大東島の事并に今回踏査の事共、官報并に新聞紙に掲載不相成方可然存候間、夫々御注意相成置候様致度候」とわざわざ念を押した⁵⁾。

2、現地調査はたった一度、一島、計6時間

10月22日、西村は石沢兵吾等6名の県職員に釣魚島外二島への巡視調査を命じた後、国標設置の内命についての懸念を内務省に伝えるために上京した。

11月4日、石沢は「魚釣島外二島巡視取調概況」と題する報告書を提出した。それによると、石沢ら一行は、10月30日午前8時に釣魚島の西岸に上陸し、午後2時に離陸した。踏査の中で、石沢は「最も目新しく感じたるは長貳間半許、幅四尺許の傳馬船の漂着せしものなり。形甚だ奇にして曾て是聞せざるものなれば、之を出雲九乗組人に問うに、曰く支那の通船なりと答へり」と確認した。その後、黄尾嶼に向かい上陸しようとしたが、強風に遭ったため、上陸を諦めた。赤尾嶼は、夜間になったため、その位置すら確認出来ず、調査も断念した⁶⁾。つまり今回、上陸して現地調査したのは、釣魚島一島のみであり、計6時間である。

それ以降、沖縄側は更なる実地調査を行われたことはなかった。甲午戦争（日清戦争）が勃発する直前の1894年4月14日、内務省は奈良原繁第4代沖縄知事（1886年7月に県令を知事と改称）からの国標建設に関する上申を退くと同時に、「旧記口碑等に就き、我国に属せし証左、其他宮古嶋八重山島等との従来との関係」⁷⁾を提示するよう指示した。5月12日、奈良知事は、「去る18年中、県属警部等派出踏査せしめ候以来、更に実地調査致さざるを以て確報難及候得共。（中略）追て該島に関する旧記書類及我邦に属せし証左の明文又

は口碑の傳説等も無之、古来県下の漁夫時々八重山島から南嶋へ渡航漁獵致し候。関係のみ有之候条此段申添候也」⁸⁾と明確に回答した。

3、日本政府、国標設置を見合わせる

西村が上京中の11月5日、森長義沖繩大書記官は西村の名義を使って上申書を出した。その中で、森大書記官は9月22日付の西村上申書の趣旨を否定し、「都合を以て建設致可然哉」⁹⁾と進言した。11月24日、森大書記官の上申書を読んだ西村は、直ちに内外両卿に、「清国と関係なきにしもあらず。萬一不都合を生じ候ては不相済候に付、如何取計可然哉、至急何分の御指揮奉仰候也」¹⁰⁾という上申書を出し、深察を求めた。それを受けて12月5日、内外両卿は、連名で「目下建設を要せざる」¹¹⁾との指令を出した。同日、山県は問題の重大性に鑑み、更に三条実美太政大臣宛てに「国標建設の儀は清国に交渉し、彼是都合も有之候に付、目下見合せ候方、可然と相考候間、外務卿と協議の上、其旨同県へ致指令候条、此段及内申候也」¹²⁾との内申を出した。

かくして、1885年、日本政府は釣魚島が無主地ではないという明確な認識の下で、国標設置が清国と関わる可能性があるため、「目下見合わせる」との結論を下した。その後の1890年2月7日と1894年4月14日、日本政府は、「清国に交渉するを以て」という同様な理由で2回に亘り、丸岡莞爾第3代、奈良第4代沖縄知事からの国標設置に関する上申を却下した¹³⁾。

日本政府が公然たる国標建設を見合わせざるを得なかったその背景には、当時の両国の力関係から見れば、中国側にはまだ優勢があったという要因がある。1884年12月、日本はベトナムに対する宗主権をめぐる中仏戦争に乗り、かねてから中国の属国である朝鮮で「甲申政変」を引き起こし、朝鮮における中国の勢力を駆逐しようとした。若き袁世凱は駐朝清軍を率いてクーデターを鎮圧し、日本の構想はあえなく挫折した。翌85年3月、中国は中仏戦争で逆転勝利し、仏フェリー（Jules Ferry）政権を崩壊させた。同年10月、中国は、海軍省に相当する海軍衙門を創設すると同時に、台湾を福建省から分離させ、新たに台湾省を設置

した。こうした中国側の動きは、日本を強くけん制した。

4、甲午戦争で日本圧勝、黄尾嶼、釣魚島二島を密かに編入

その後、日本は中国を仮想敵とし、総国力を傾けて中国に対する戦争の準備を着実に進められた。1887年に日本参謀本部は「清国征討策案」を完成し、「本年より向き五ヶ年を期して準備をなし、時機の乗すべきあれば攻撃せんとす」と1892年までに対中戦争の準備を整えるというタイムテーブルを策定した。その上で、対中戦争によって併呑すべき地域は、「盛京蓋州以南旅順半島、山東登州府管轄の地、浙江舟山群島、澎湖群島、台湾全島、揚子江沿岸左右十里の地」と具体的に6ヵ所を挙げている¹⁴⁾。

1894年春、朝鮮では東学党による反乱が起きた。この事件を契機に、日本は正に大陸作戦のロードマップに基づき、同年7月25日に豊島沖で中国の軍艦と給兵船を攻撃し、宣戦布告なしに甲午戦争を発動した。8月1日、中日両国は同日に宣戦布告した。その後、近代化された日本軍は、終始優勢に戦局を進め、11月21日に遼東半島等を占領した。中日両国の力関係が逆転したため、清政府は講和を急がせようとした。12月20日、清政府は米国駐日公使を通じて、「尚書銜總理衙門大臣戸部左侍郎張蔭桓、及頭品頂戴兵部右侍郎護理湖南巡撫邵友濂を、全権委員として日本国に派遣」することを日本政府に伝達し、張蔭桓らは翌95年1月7日に北京から出発した¹⁵⁾。

甲午戦争が大詰めを迎える中で、3度に亘り棚上げにされていた国標設置の件は、直ちに再提起された。12月27日、野村靖内務大臣は陸奥宗光外務大臣に密書を送り、「其当時と今日とは事情も相異候に付、別紙閣議提出の見込に有之候条、一応及御協議候也」¹⁶⁾と明言した。翌年1月11日、陸奥はこれに対し「別段異議無之」¹⁷⁾と支持を表明した。翌12日、野村は伊藤博文総理大臣に「標杭建設に関する件」を閣議に提出した。それを受けて1月14日、即ち、張蔭桓らの中国の全権講和代表が中国から出発したその日に内閣書記官は、閣議審議用の文書を起草し、1月21日までに閣僚

全員の署名が完了した。「沖縄縣下八重山群島の北西に位する久場島魚釣島」¹⁸⁾両島を沖縄県に編入することが閣議決定された。

以上の明治期の公文書が立証されているように、1885年から1894年まで、日本は釣魚島を日本領に編入しようと試みた。しかし、中日両国の力関係に鑑み、中国からの抗議に憚って、3度に亘って国標設置を見送った。第4回は、敗戦で弱り切った中国にはもはや抗議する力も余裕もないことを見越して、黄尾嶼、釣魚島二島の領土編入を密かに行った。その後の4月17日に「馬関条約」（「下関条約」）が締結され、「台湾全島とそれに付属する島嶼」を日本に割譲することを強いられた。しかし、閣議決定には、赤尾嶼（久米赤島、後に大正島と呼ぶ）、北小島、南小島については何も言及がなかった。更に、実際の国標の設置も、後述するように、釣魚島問題が激化し、74年以上も経た後の1969年までに実施されることはなかった。また、「尖閣列島」という名称も、1900年5月、沖縄県師範学校の教員である黒岩恒が、1848年にロンドンで出版された世界最初の釣魚島及び琉球に関する科学調査報告である『サマラン航海記』の中の「Pinnacle group」及び「Pinnacle Islands」を参考して命名したものである。「此列島には、未た一括せる名稱なく。地理学上不便少らざるを以て、余は窃かに尖閣列島なる名稱を新設する」とし、尖閣列島は、「①釣魚嶼、②尖閣諸嶼、③黄尾嶼からなる」¹⁹⁾とある。中国の名称の釣魚嶼と黄尾嶼をそのまま踏襲した。

更に、1896年に日本政府から同列島を借りた古賀辰四郎は、「明治32年以前の履歴」の中で、「明治27年、尖閣列島（中略）の開拓認可を本県知事に請願したるも当時同島の所属が未定なりとの理由を以て却下せられたり。同年更に尖閣列島開拓認可を内務・農商務両大臣に宛て出願し、傍ら上京して視察の実況を親しく具陳し認可を懇願せしも遂に許可を与えられざりし」と振り返った上で、「時偶々明治27、8年戦役は終局し皇国大捷の結果、台湾島は帝国の版図に帰し、尖閣列島亦我が所属たること、（中略）重ねて同島開拓認可を本県知事に請願し、同年9月認可を与えられたり」とその経緯を克明に記している²⁰⁾。

国際法上では、先占が有効となる中核的な要件は、「国家が領有の意思を示さなければならない」とし、「この領有意思是、該当地域を国の版図に編入する旨の宣言、立法上または行政上の措置、他国への通告等によって表示される」²¹⁾と定められている。日本の閣議決定は、『官報』に掲載されておらず、新聞紙でも報道されなかった。更に、1896年3月、明治天皇が発した勅令第13号「沖縄県の郡編成に関する件」²²⁾において、黄尾嶼、釣魚島二島への言及もなかった。この領有過程は、1950年と1952年に出版された『日本外交文書』第18巻と第23巻により、その輪郭が初めて明らかにされ、それまで中国及び国際社会は全くその経緯を知らなかった。それは、領土編入手続きとしては致命的欠陥である。中国側の批判を俟つまでもなく、古くは1970年代初めの井上清氏の『「尖閣」列島—釣魚諸島の史的解明』から最近の村田忠禧氏の『日中領土問題の起源』まで、数多くの日本人研究者によって解明された。従って、冒頭の日本政府の主張は史実を覆したものである。

二、戦後日本の領土処理と釣魚島領有権問題

1、「ポツダム宣言」と「日本の領域条項」

1945年8月14日、日本は御前会議で、中米英3カ国が7月26日に発せられた「『カイロ』宣言」の条項は履行せらるべく又日本国の主権は本州、北海道、九州及四国並に吾等の決定する諸小島に局限せらべし」と日本の領域を定めた第8項を含めた「ポツダム宣言」の受諾を決定し、翌15日に同盟国に対し無条件に降伏した。「ポツダム宣言」は、1943年12月1日に発出された日本の戦後処理に関する国際政治の基本文書である「カイロ宣言」を踏まえたものである。「カイロ宣言」では、「右連合国の目的は千九百十四年の第一次世界戦争の開始以後に於て日本国が奪取し又は占領したる太平洋に於ける一切の島嶼を日本国より剝奪すること並に満洲、台湾及澎湖島の如き日本国が中国人より盗取したる一切の地域を中華民国に返還することに在り。日本国は又暴力及貪慾に依り日本国が略取したる他の一切の地域より駆逐せらる

べし」と明記されている。9月2日、日本は降伏文書に署名し、「ポツダム宣言」の条項の誠実な履行を確約した。そして、9月22日付の「降伏後に於ける米国の初期の対日方針」では、「日本国の主権は本州、北海道、九州、四国並に『カイロ』宣言及米国が既に参加し又は将来参加することあるべき他の協定に依り決定せらるべき周辺の諸小島に限らるべき」²³⁾と明記され、11月1日付の「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」では、「カイロ宣言を履行すること及び日本の主権を主要四島及び連行国の決定する諸小島（対馬諸島を含む約1千の隣接小諸島）に制限する」²⁴⁾と指令した。

翌46年1月29日、マッカーサー（Douglas MacArthur）連合国軍最高司令官は、「カイロ宣言」から「ポツダム宣言」への流れを引き継ぎ、「ポツダム宣言」の第8項に基づき、日本政府宛てに発出された「連合軍最高司令部訓令（SCAPIN）第677号訓令」の第3項において、日本の範囲に含まれる地域として、「日本の四主要島嶼（北海道、本州、四国、九州）と、対馬諸島、北緯30度以北の琉球（南西）諸島（口之島を除く）を含む約1千の隣接小島嶼」と日本の領域を具体的に規定した上で、日本の範囲から除かれる地域として、「(a) 鬱陵島、竹島、済州島。(b) 北緯30度以南の琉球（南西）列島（口之島を含む）、伊豆、南方、小笠原、硫黄群島、及び大東群島、沖ノ島島、南鳥島、中ノ島島を含むその他の外廓太平洋全諸島。(c) 千島列島、齒舞群島（水晶、勇留、秋勇留、志発、多楽島を含む）、色丹島」とある。更に第4項では、特に除外せられる地域は、「(a) 1914年の世界大戦以来、日本が委任統治その他の方法で、奪取又は占領した全太平洋諸島。(b) 満洲、台湾、澎湖列島。(c) 朝鮮及び (d) 樺太」と指定した²⁵⁾。

その後の1947年3月、米国国務省が作成した最初の対日講和条約草案では、「(第7条) 日本はここに、沖縄県の一部を構成する琉球諸島、大東及び大東島に対する全ての権利及び権原を放棄する」とし、1949年10月と11月付の草案では、「(第6条) 日本国はここに北緯29度以南の琉球諸島に

対する全ての権利及び権原を放棄する」とある。そして、12月29日付の草案の第7項では、「一、日本国は、ここに(a)北緯29度以南の琉球諸島、(b)西之島、火山列島、沖ノ島及び南鳥島を含む小笠原群島に対する全ての権利及び権原を放棄する」と明記されている²⁶⁾。

2、「サンフランシスコ条約」と地域紛争の伏線

ところで、1947年3月22日、トルーマン・ドクトリン(Truman Doctrine)が宣言され、東西冷戦は本格化した。ヨーロッパにおいて冷戦の氷が張り詰めている中、中国においては国共内戦が全面化した。1949年10月、国共内戦に勝利を勝ち取った中国共産党は、中華人民共和国の建国を宣言した。これにより、国際政治の地図が根底から塗り替えられた。他方、国共内戦に敗れた中華民国政府は、12月に中国の台湾省に退いた。

中国情勢が激動する中で、東西冷戦は東アジアにも大きな影を落とした。1950年6月25日、北朝鮮軍の38度線突破南下によって朝鮮戦争が勃発した。ドミノ現象による東アジアの共産化を危惧したアメリカは、朝鮮戦争への武力介入に踏み切ると同時に、第7艦隊による台湾海峡の封鎖及び台湾の中立化を強行する命令を下した。アメリカの挑発を座視出来ない中国は迅速に反応し、東側の結束と国家安全保障の地政学的判断から、同年10月に東側を代表して朝鮮戦争に参戦した。朝鮮戦争を契機に、アメリカは政治、経済、軍事の三面から中国封じ込めを目指し、アリューシャン列島、日本列島、沖縄、台湾、フィリピンと連なる第一列島線を反中の防波堤として位置付けた。そこで、日本を西側陣営に固く繋ぎ止めることと日本の防衛線である沖縄に対する絶対的な支配は、アメリカの極東政策において死活的重要性を持つようになった。

かくして、アメリカは、「カイロ宣言」、「ヤルタ協定」及び「ポツダム宣言」の重要な当事国であったにもかかわらず、「非軍事化・民主化」を基調とする連合国の対日占領政策を撤回し、「峻厳な講和」方式から「寛大な講和」方式へと転換した。9月14日、トルーマン(Harry S. Truman)大統領は、対日平和条約に関し極東委員会構成国

と協議を開始するよう国務省に命じ²⁷⁾、対日講和が急がれた。

しかし、対日講和に関する中国代表権問題を巡って、人民中国を承認するイギリスと国民政府を承認するアメリカとの間で厳しく対立が続いた。1951年6月6日、ロンドンで開かれたダレス(John F. Dulles)・モリソン(Herbert Morrison)会談で、米英両国はいずれの中国政府をも招請せずと妥協し、これはいわゆる「ダレス・モリソン合意」である²⁸⁾。これにより、15年戦争の主戦場であって対日講和会議に最も参加権利を有する4大戦勝国の一員である中国は、対日講和会議から除外されることになった。

9月8日、中米両国が朝鮮半島を対決場として熾烈な戦いが展開されている最中で、アメリカが主導する単独対日講和の「サンフランシスコ平和条約」が調印された。日本の領土処理を定めた同条約の第2条では、日本国は、(a) 済州島、巨文島及び鬱陵島、(b) 台湾及び澎湖諸島、(c) 千島列島、樺太の一部及びこれに近接する諸島、(d) 太平洋の諸島、(e) 南極地域のいずれの部分、(f) 新南群島及び西沙群島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄すると、それぞれ規定した。しかし、その帰属先は明記されていないのである。

第3条の「琉球条項」では、「北緯29度以南の南西諸島(琉球諸島及び大東諸島を含む。) 燐婦岩の南の南方諸島(小笠原群島、西之島及び火山列島を含む。) 並びに沖の島及び南鳥島を合衆国を唯一の施政権者とする信託統治制度の下におくこととする国際連合に対する合衆国のいかなる提案にも同意する」という曖昧な表現に留まった。

周知のように、国際法上では、「信託統治」という制度は、領土処理の過度的処理であり、領土主権帰属先については未定だとされる。同第3条は、沖縄が日本により放棄された領土とは明言していないが、日本の主権を認めた訳でもなかった。アメリカによる曖昧的な領土処理に関して、米同等の公文書に依拠し、対日講和の背景と「サンフランシスコ平和条約」で未処理におかれた経緯を丹念に検証した原貴美恵は、①条約は、処理領土の厳密な範囲と最終帰属先を明記せず、さまざま

な「未解決の諸問題」を生み出すことになる。②条約の表記は偶然でも間違いによるものでもなく、慎重な検討と幾度にも渡る修正が重ねられた結果であった。それは故意に未解決にされたのである。③条約の第3条には、故意にダレスが曰く「潜在主権」という言葉を条文に入れず、それは全て熟考の末の計画的行為であった。沖縄の将来の帰属先は未定となっていたと、現代日本が抱える領土・国境の諸問題の起源を「サンフランシスコ講和条約」に求め、冷戦をめぐる諸国間対立の中で戦後処理が歪められた経緯を明らかにした上で、アメリカが意図的に作り出した北方領土、竹島、釣魚島これらの領土問題は、「米国のアジア戦略においてその西側確保が最優先課題となった日本を囲む楔のように並んでいる」と結論付けた²⁹⁾。

アメリカは、徹頭徹尾パワー・ポリティクスに基づき、早くも1951年の「サンフランシスコ条約」の時点で、中日間のみならず、日韓、日ロの間に領土紛争の楔を打つ、地域紛争への伏線を着実に張ったのである。他方、強調すべきは、「サンフランシスコ条約」第3条は、沖縄の法的地位が未定だと規定されると同時に、釣魚島はその信託統治の範囲に含まれていなかった。芹田健太郎は、「厳密に分析にすれば、尖閣諸島は、サンフランシスコ条約締結時には既に中国領であった³⁰⁾と鋭く指摘している。

3、琉球列島米国民政府による信託統治区域の恣意拡大

その後、東西冷戦がますます激化していく中で、沖縄は極東における米軍の最大基地として、アメリカの「太平洋の要石 (Keystone of the Pacific)」へと性格を変えていく。1953年12月25日、微々たる米陸軍少将のダヴィッド・A・D・オグデンが、国連の承認を経ていない中で、「米国民政府 (USCAR) 第27号布告」を公布した。その中で、琉球列島米国民政府の管轄区域を「北緯28度・東経124度40分を起点とし、北緯24度・東経122度、北緯24度・東経133度、北緯27度・東経131度50分、北緯27度・東経128度18分、北緯28度・東経128度18分の点を経て起点に至る³¹⁾」とその委任統治の範囲を恣意的に拡大し、釣魚島をそ

の管轄下に組み込んだ。

しかしその後の長い間、これらの島の存在を、米国民政府と日本側はすっかり忘れていた。1954年2月15日、立川宗保水産庁漁政部長は国会における答弁で、「漁釣島だろうと思います。魚釣島でありますならば³²⁾」と言い、島の正確な名称すら答えられなかった。1967年6月20日、塚原俊郎総理府総務長官は国会における「台湾の漁民がこれらの島に住みついている」という関連質問に対し、「新聞で見た程度で、何ら報告を受けていない³³⁾」と軽口で答弁し、これらの島に対し無関心であることを露わにした。同年7月12日、佐藤栄作首相は国会における沖縄及び釣魚島問題に関する質問で、「沖縄の問題、これはいわゆる施政権がこちらにないので、(中略) 私どもも台湾に対して場合によったら直接話をしてもいいと思うが、これはやはり施政権者から話さすのが本筋だ³⁴⁾」と率直に答弁した。

ところで、1968年7月、石油問題が取り沙汰されている中で、日本政府は急遽高岡大輔衆議員を団長とする釣魚島学術調査団を派遣した。高岡らは同列島を訪れた際に驚き、「南小島に台湾漁民約60が居住し、魚釣島、北小島なども台湾漁船の基地となっている³⁵⁾」という事実が判明した。これら事実の重さは言うまでもない。即ち、これまで同列島に対し、米国民政府の実効支配は及んでおらず、実際は、台湾側の実効支配の下に置かれていたと看取出来る。

4、サンフランシスコ講和会議に対する中国政府の基本姿勢

話は戻るが、アメリカが主導する単独対日講和のサンフランシスコ講和会議及び「サンフランシスコ平和条約」に対し、人民中国はそれを国際協定に違反するものだとして断定した上で、一貫して根本的な批判のもと、その不法と無効を主張し続け、それに徹底的に反対して闘う姿勢を示した。1950年12月4日、1951年5月22日と8月15日、周恩来外交部長は対日講和問題に関しそれぞれ声明と書簡を発し、「対日講和条約の準備と起草に中華人民共和国の参加がなかったなら、その内容と結果の如何にかかわらず、中央人民政府は、それが不

法であり、従って無効である」³⁶⁾と重ねて声明した。8月15日付の書簡の中では、アメリカによる琉球列島等の信託統治案に関し、「いかなる連合国間の国際協定の中にも、琉球列島、西ノ島、火山列島、沖ノ島及び南島はアメリカを施政権者とする信託統治制度に移行せねばならないとは、これまでどこにも規定されたことはないのである」と強調した上で、「前記の諸島をアメリカの管理へ移すこと、つまりその占領により自己の所有物とすることを公然提唱している。アメリカ政府の念頭からは、もはや国際法規は消え失せ、領土を犯し、拡大しようという野心をこれほどまでにはっきりと表しているものは、他にないのである」と厳しく糾弾した³⁷⁾。そして、9月18日、周恩来外交部長は、対日講和条約の調印に関し、「サンフランシスコ対日平和条約は、中華人民共和国の参加なくして準備され、起草され、調印されたものであるゆえに、中央人民政府はこれを不法・無効と考える。従って絶対に承認することはできない」と、同条約の無効性を主張し、「サンフランシスコ平和条約」のすべての取決めに、中国は些かも拘束されないと厳粛に声明した³⁸⁾。

サンフランシスコ講和会議は、国際道義並びに法理に悖るものであり、その正当性について問わなければならないのである。1942年1月1日、中国、アメリカ、ソ連を初めとする枢軸国に宣戦している26ヵ国（連合国宣言参加国は戦局の進展とともに増大して48国に達し、それらが原則的には国際連合の原加盟となった）はワシントンにおいて、ドイツ、日本及びイタリアに対して共同抵抗するため、「連合国共同宣言」（Declaration of the United Nation）を発した。「連合国共同宣言」の第2項では、「各政府は、この宣言の署名国政府と協力すること及び敵国と単独の休戦又は講和を行わないことを誓約する」³⁹⁾と明記され、対日講和は「連合国共同宣言」に署名したすべての国が参加しなければならないと規定している。そして、1943年10月13日、中米ソ英の4ヵ国による「全般的安全に関する4国宣言」がモスクワから発せられた。同宣言は「連合国共同宣言」の精神を再確認した上で、「4国のうちで共通の敵国と戦争しているものは、その敵国の降伏及び武装解除に関

するすべての事項について協同して行動すること」（第2項）。「法律及び秩序の再確立並びに全般的安全制度の創設に至るまでの間国際の平和及び安全を維持するため、4国は、われらの国際団体のための共同行為を目的として、相互に、且つ、必要ある時は連合国の内の他の連合国と協議すること」（第5項）と宣告した⁴⁰⁾。

中国を除外したサンフランシスコ対日講和会議は、「連合国共同宣言」で定められた単独不講和に関する規定、並びに「全般的安全に関する4国宣言」で宣告した4大国による共同協議及び共同行動に関する原則を徹底的に覆し、国際義務を反古にした。従って、いかなる意味においても当事国でない中国は、法的にも政治的にも、国際社会のコンセンサスを得られていなかった「サンフランシスコ平和条約」に拘束されることはなく、いかなる義務も生じることはないのである。

しかし、日本政府は、法的な根拠に欠けた曖昧な「サンフランシスコ条約」の第3項を根拠とし、第2次世界大戦後、同条約により、「日本の領土を法的に確定した」と説いた上で、中国は、「第3条に基づき米国の施政下に置かれた地域に同諸島が含まれている事実に対し、従来何ら異議を唱えなかった」と断言した。しかし、前掲の中国政府の4つの厳正な声明が立証されているように、日本政府は、歴史事実をまったく照らしておらず、その主張はあくまでもフィクションに過ぎないと断定出来よう。

三、沖縄返還と釣魚島領有権問題

1、釣魚島領有権問題の表面化と日本政府の初期対応

時の針は1969年に指す。同年11月に行われたニクソン（Richard M. Nixon）・佐藤栄作会談で、日米両国は沖縄の施政権が3年後の1972年に日本返還することで合意したため、釣魚島の帰属問題は係争の焦点として急浮上した。時あたかも、それに先立つ5月、国連のアジア極東経済委員会（ECAFE）が発表された海洋調査報告書の中で、釣魚島周辺には「中東油田に匹敵する大油田が埋蔵されている可能性がある」と推断した。石油開

題とも絡んで、釣魚島領有権問題は一気に表面化した。日本政府は、直ちに動き出した。報告書が発表された直後の5月30日と翌70年の5月25日、日本政府は2回に亘り東海大学に依頼して海底地質の再調査を行った。8月20日に提出された報告書では、「油田中埋蔵の可能性の高い所3世紀層がほぼ九州に相当する面積で広がっている」と判明した⁴¹⁾。

日本側の行動に対して、台湾は早速に反発し、1969年7月17日に「台湾に隣接する大陸棚に存在する天然資源の主権は、中華民国に属する」との声明を発表した上で、翌70年9月5日、台湾の魏道明外交部長は、「釣魚台等5島は中華民国に属する」と表明した。9月15日、沈昌煥外交次長は、アメリカの駐在大使臨時代理を呼び出し、「釣魚台は歴史的にも地理的にも中国の領土だ」という声明を手交した⁴²⁾。それに続いて、12月4日、中国大陆は新華社の論評で、「台湾を付属する釣魚島等の島嶼は中国の領土だ」⁴³⁾と声明した。他方、1971年1月から、アメリカに留学中の台湾の学生らを先頭に、「中国固有の領土である釣魚台列島を守れ」をスローガンとし、ワシントンや台北市などの都市で抗議デモを行い、「保釣運動」⁴⁴⁾を湧き起こった。

中国大陆と台湾による相次ぐ釣魚島領有権に関する態度表明に対し、これまでまったく関心を払っていなかった琉球米国民政府と日本政府はその対応が迫られた。米国民政府は慌ただしく、1969年5月10日と11日に、釣魚島、黄尾嶼、赤尾嶼、北小島、南小島の5島に地籍を表示する標柱を設置した。7月8日より13日にかけて釣魚島外4島に日本語、英語及び中国語の3ヵ国語で書かれた「琉球列島住民以外の者が高等弁務官の許可を得ずして入域すると告訴される」という領域表示板を建立した⁴⁵⁾。そして、翌70年8月10日、愛知揆一外相は国会における釣魚島問題に関する答弁で、初めて「これがわがほうの南西諸島の一部である」と説きながら、台湾とは「十分な工作と言えますか、話し合いと言いますか、これを展開中である」と明かし、主権に関しては触れていなかった。この答弁に対し、質問者の川村清一氏は、「御答弁は歯切れが悪いのでぴんとこない」と抑

捺した⁴⁶⁾。そして、9月12日の国会における答弁では、「現在アメリカが施政権を行使しております琉球列島あるいは南西諸島の範囲内において極めて明白に尖閣諸島が入っている」ので、「これは1972年には当然に日本に返還される対象である」との認識を示した⁴⁷⁾。これらの答弁中身を注意深く吟味すると、日本政府の初期対応では、「1895年に尖閣諸島を日本領に編入した」ということを領有権の根拠としなかったことがはっきり読み取れる。即ち、日本政府は当初、アメリカの施政権下にあることを釣魚島に対する領有権の根拠とし、アメリカに大きな期待を寄せた。

2、当事国である米国による中立立場の表明

釣魚島領有権をめぐる中日台3方のつばぜり合いが激しさを増す中で、1970年9月10日、アメリカのマクロスキー（Robert J. McCloskey）国務省報道官は記者会見の中で、釣魚島領有権問題について、「同列島は日本が潜在主権を持つ琉球の一部であるとみなしている」と返還に付される沖縄・南西諸島の中に釣魚島が含まれていることを示唆しながらも、「主権の対立がある場合には、右は関係当事者間で解決さるべき事柄である」⁴⁸⁾と中立の姿勢を初めて明示した。この発言から、釣魚島領有権問題に関して、アメリカ政府は少なくとも1970年9月の段階で、既に「中立の立場を取る」とが決定されていたと看取出来る⁴⁹⁾。その後に行われた沖縄返還に関する交渉過程で、返還地域の経緯度に釣魚島を表現するか否かを巡り、日米両国の間では最後まで綱引きが行われていた。

3、沖縄返還区域の経緯度を巡る日米間の攻防

1971年3月付の日本の極秘文書によれば、アメリカ側は当初、返還地域について「奄美返還協定の対象地域を除く北緯29度以南の南西諸島」との表現に留まり、釣魚島が含まれるかどうかが明確でない案を提示した。これに対し、日本側は1970年12月12日、付属書で経緯度線を明示するとした修正案を示したが、米国側は「経緯度線で囲む方式によって協定上尖閣問題を表面化することは避けたい」と難色を示した⁵⁰⁾。日本側はその後も、「尖閣諸島の問題は国内的にも、また琉球ナショ

ナリズムからも極めて機微な問題であるので、返還地域の定義（協定第1条）についてはわが方案通り付属書において経緯度線をもって地理的に表現することとした⁵¹⁾として、再三譲歩を求めた。

これを受けて、4月9日、米務省は記者会見で、「米国は同列島が含まれている南西諸島の施政権を、72年中に日本返還する」と述べながらも、「領有権をめぐる紛争については、当事者間の話し合いによるか、あるいは当事者が希望するなら第三者によって解決するのか望ましい、というのが米国の立場である」との見解を表明した。前回の記者会見では単に「対立する主張」と述べたが、今回は、「領有権をめぐる紛争」と、その内容を具体的にはっきりさせた。特に、第3者とは国際裁判所を指すことを強くほのめかした⁵²⁾。4月27日付の日本の極秘文書には、「米側は尖閣諸島の問題との関連で、対中国考慮上、日台間の紛争には巻き込まれたくないとの感触を示しており、わが方主張の妥協点として、返還領域の経緯度の表現が合意議事録に落とすことを主張している。わが方もこれを差し支えないと思う⁵³⁾と記し、結局、日本側は「返還地域の経緯度による表現を合意議事録に落とすことは、この際大局的判断からこれを受け入れる有意がある⁵⁴⁾とアメリカの提案に同意した。しかしその後の5月11日に開かれた愛知大臣・マイヤー（Armin H. Myer）大使会談の会談で、マイヤー大使、「米国としては施政を行っている地域を日本に返還するが、その際歴史的ないし将来の領土の主張の裁決（ADJUDICATION）を行わず、将来国際司法裁判所に引き出されたりする事態を避けることが基本的立場である旨主張した」と告げた。この発言により日本側は動揺を起し、愛知外相は、「日本側は米側の立場を察して尖閣諸島という地名の特掲を求めず、また協定本文での返還地域の表現の主張を譲って合意議事録に同意したものであり、米国との間に基本的な差異はなく、従って、当方案の表現でも十分米側の立場はいかされると思う⁵⁵⁾と日本側の譲歩を強調し、再考を求めた。

他方、5月26日、アメリカ政府は台湾当局に照会し、「アメリカがその施政権を日本に譲渡する

ことは、中華民国の釣魚台列島に対する主権を損なわない⁵⁶⁾と正式に表明した。6月7日、台湾訪問中のケネディ（David M. Kennedy）特使は、蔣経国行政院副院長との会談で、「米国政府は釣魚島の主権帰属問題に関与せず、当事者によって解決されるべき問題である⁵⁷⁾というアメリカ政府の基本立場を改めて表明した。更に、返還協定が署名を8日後に控えた6月9日に開かれた愛知外相とロジャース（William P. Rogers）国務長官との会談でも、ロジャースは、「国府（台湾）は、本件に関する一般国民の反応に対し、非常に憂慮しており、米国政府に対しても圧力をかけてきている」と強調した上で、「何らかの方法で、我々を助けていただければありがたい。なるべく速やかに話し合いを行うというような意思表示を国府に対して行っていただけないか」と要請した。これに対し愛知外相は「米国に迷惑をかけずに処理する自信がある。必要とあらば話をすることは差し支えない」と返答した⁵⁸⁾。6月11日、台湾は釣魚島に対する領有権を正式に宣言した。

6月17日、「沖縄返還協定」が調印された直後、アメリカ国務省は、「米国政府は、尖閣列島の主権（sovereignty）について中国政府と日本との間に対立があることを承知している。米国はこれらの島々の施政権（administration）を日本へ返還することは、中国の根元的な主権を損なうものではないと信ずる。米国はこの島の施政権移行によって、日本が従前から同列島に対して持っていた法的権利に口をさしはさむことは出来ないし、また、中国の権利が減少するということも出来ない⁵⁹⁾との声明を発表した。『朝日新聞』は、「これまでも『当事者同士の話し合いが望ましい』等と、局外者の立場をとってきたが、沖縄返還協定調印の機会を捉え、主権と施政権とをはっきり区別し、今度日本に返還するのは施政権だけであり、主権をめぐる問題には米国は一切関与しない、という立場を一層明確した⁶⁰⁾と論評した。更に、11月2日、アメリカ上院外交委員会は、沖縄返還協定を全員一致で承認したが、中国大陆、日本、中国台湾が領有権を主張している釣魚島問題に関して、「政府側と同じく、『この協定は同列島の帰属問題には無関係』と“中立”の立場をとること

し、その旨本会議への報告に明記する」ことを決定した⁶¹⁾。

4、「米国頼り」から「先占の論理」へと転換

釣魚島領有権問題に対するアメリカの貫く中立の立場により、米国の施政権下にあることを領有権の根拠とした日本政府の構想は破算した。そこで、日本政府は新たな領有根拠を見出すことが急務となり、それを示さなければならなかったのである。状況が切迫する中で、釣魚島が日本領に編入された経緯を記録した明治期の公文書が既に表示され、それに基づいた井上清氏による研究成果が上梓されたにもかかわらず、日本政府は歴史的な厳密な検証も行わず、止む得なく奥原敏雄氏の私見を元に、唐突に「先占の論理」を持ち出した。1971年12月1日、福田赳夫外相は、参議院本会議における答弁で、米国の中立立場は、「私といえども不愉快」だと不満を表した上で、「日清戦争の時、我々は台湾、澎湖島の割譲を受けた。尖閣列島は入っていなかった」⁶²⁾と初めて甲午戦争まで遡った。その後の12月30日、中国大陆も釣魚島に対する領有権を正式に宣言した。

これを受けて、翌72年3月8日、福田外相は国会における答弁で、「明治18年以降、政府は、沖縄県当局を通ずる、あるいはその他の方法等を持ちまして、再三に亘って現地調査を行なってきた。その現地調査の結果は、単にこれが無人島であるということばかりじゃなくて、清国の支配が及んでいる、そういう形跡が全くないということを慎重に確認した」⁶³⁾と敷衍した上で、領有権に関する「理論武装」をはかったのである。それは、同日に出された日本政府の釣魚島に対する初の領有宣言である「尖閣諸島の領有権問題についての基本見解」の原型となった。そして、同年5月、外務省が刊行した『尖閣諸島について』と題する冊子の中では、「わが国が、いわゆる『先占』と呼ばれる行為によって取得した」⁶⁴⁾と初めて「先占」という言葉を用いた。

5、米国の中立立場に対する日本政府の怒り

しかし、この「先占の理論」が致命的な問題が含まれていると認識していたはずである日本政府

は、改めてアメリカの翻意を試みた。1972年3月21日、福田外相は記者会見で、「米政府が証言の形で日本の主張に理解を示すよう、要請している」と明らかにした上で、「沖縄返還に際し、尖閣列島も含めて施政権を返したことや、明治18年以降日本が宗主権を及ぼしていること等から見て日本の主張は十分説得力があるということに、深い理解を示すことが出来る。米国は同列島に基地まで持っているわけで、いずれ言わざるを得ないのではないか」⁶⁵⁾とその自信を示した。ところで、同日、アメリカ国務省は、「沖縄返還に伴い尖閣列島の施政権は日本に返還するが、主権の帰属については中立の立場を取る一との米国政府の従来の方針は今後も不変だ」⁶⁶⁾との基本的な立場を改めて強調した。

これを受けて、翌22日に日本外務省は米政府に対し、「米政府が尖閣列島の帰属について当事者の間で話合うべきだと主張することは、日本への帰属にあいまいな点が残っているような印象を与え、日本の立場を害することになる恐れがあるので、発言は慎んでほしい」と厳重に申入れた⁶⁷⁾。3月23日、佐藤栄作首相は記者会見で、「米国の態度はよくない。米国は中国を気にし、台湾にも気を使っているのではないかと強い不満を表した上で、「さる21日辞任の挨拶にきたマイヤー駐日米大使と首相はこの問題について話合ったが、同大使は『沖縄施政権の返還』ということ以上には尖閣列島の問題についての言及を避けた」⁶⁸⁾と説明した。同日、牛場信彦駐米大使は日本政府の訓令に基づき、グリーン（Marshall Green）国務次官補を訪ね、「沖縄返還の焦点となっている尖閣列島の帰属問題についての日本政府の見解を改めて説明すると共に、米国の支持を求めた。これに対しグリーン次官補は『尖閣列島の領有権帰属については、米政府は中立の立場を取っている』と従来の説明を繰り返しただけで、日本政府の見解を支持する述べはなかった」⁶⁹⁾のである。日本側からの反発に対し、3月24日、米国務省のブレイ報道官は再び、「同問題についての主張、争いは当事者間によって解決されるべきだというのが米国の立場である」⁷⁰⁾と従来通りの中立の立場を再確認した。

また、米民間機関の「ナショナル・セキュリティ・アーカイブ」が開示した米國務省が1972年6月に作成された「報道手引」という極秘文書の中には、「過熱する可能性を秘めている民族的・領土的問題に対するもっとも賢明な手法は、できるだけ公衆の関心を集めないようにすることである」⁷¹⁾と指摘し、極力に釣魚島問題を表面化させないとのアメリカの立場を示している。

高島益郎条約局長は、「中国や国府の主張より、米国の態度が実は一番困るんだ」と嘆いた上で、「これまで施政権を持ってきた米国に『当事者の話合いで解決すべきだ』等と言われると、『尖閣列島は明白に日本領』というわが国の主張がいいかげんな印象を各国に与えかねない」とその無念さを滲ませた。更に「アメリカさんと言いたい」と交渉過程に詳しい外務省幹部ほど怒っている。「ワシントンの目は東京よりいまや北京に向いている」ため、「尖閣列島波高し」の状況を作り出した。『朝日新聞』は、以上の外務省官僚の発言を報じると同時に、「立つ鳥、あとは濁す」という風刺画を掲載し、当時の状況を活写している⁷²⁾。

6、米国の中立立場の背景と「オフショアー・バランシング戦略」

アメリカの中立の姿勢は、台湾に対する安撫や繊維交渉問題よりも⁷³⁾、むしろ中国大陆に対する意思表示である。巨視すれば、その背景には、中米和解が水面下で着々と進められていたという要因があった。1960年代末期に入り、米ソ2極とする国際政治の構造が大きく転換しつつあった。戦後、世界政局に君臨したアメリカは、ベトナム戦争の泥沼にはまり込んで衰えを見せ、「パックス・アメリカーナ」の黄昏を迎えた。1969年1月に成立したニクソン政権は、ベトナム戦争からの「名誉ある撤退」を最大の眼目とした。その目標を実現させるために、ベトナムの背後にある巨大な中国との和解を本格的に乗り出した。他方、中ソ対立によって社会主義陣営から離脱した中国は、次第に独自の主体性を持ったアクターとして国際政治に大きな発言力を有する国に発展した。1969年3月の「珍宝島事件」を契機として、中国は1960年代以来実行してきた「反米・反ソ」という

「2本線の外交戦略」を改め、アメリカを含む「反ソ1本線」という新しい外交戦略を打ち出した。

戦略上の共通利益に基づいた中米接近は、急速な展開を見せた。1970年10月25日と26日、ニクソン大統領はパキスタンのカーン (Yahya Khan) 大統領とルーマニアのチャウシェスク (Nicolae Ceausescu) 大統領をそれぞれ個別にホワイハウスに招き、大統領密使の派遣を中国側に受け入れるように仲介を要請した⁷⁴⁾。翌71年5月29日、中国側はパキスタン・チャンネルを通じ、ニクソンに対してキッシンジャー (Henry A. Kissinger) 大統領補佐官の秘密訪中を歓迎する旨伝言を発した⁷⁵⁾。翌6月2日、この伝言を受け取ったニクソンは、「第2次世界大戦終結後、アメリカ大統領のところに来た最も重要な通信文」⁷⁶⁾と歓喜した。かくして、7月9日、キッシンジャーは極秘裏に中国を訪問し、7月16日には、世界を震撼させたニクソン大統領訪中の声明が発表された。1971年7月に実現した中米和解は、アメリカが22年間の長きに亘り、実行してきた「中国封じ込め」政策の破産を意味すると共に、国際政治の多極化を一層加速させる契機となり、米中ソの3極を基軸とする新たな国際秩序の形成を告げた。

他方、この中立政策は、「窮余の一策」とは到底考えにくい。それは、「一石三鳥」の策略であり、前述のサンフランシスコ講和会議で策定された既定戦略と軌を一にしたものである。冷戦の対立構造が解体し切れていない状況の下で、日本と台湾は依然として第1列島線の上になるストラテジック・ピボット (戦略機軸) に位置している。中日台3方の間に楔を打ち、あえて紛争の火種を残すことによって、米軍が沖縄返還以降も沖縄に駐留させる正当な口実を作り出し、極東におけるプレゼンスを確保しようとする戦略的な意図も透けて見える。それはいみじくも、豊下楯彦が指摘しているように、「オフショアー・バランシング (Offshore Balancing) 戦略」の典型的事例の1つである⁷⁷⁾。アメリカは今日までもこの立場を踏襲しており、中米日の3角関係において「スウィング・ポジション」を確保しようとしたことが看取出来る。

7、アメリカのCRS報告書

2012年9月、日本による釣魚島国有化後、中日間の対立が深刻化する中、アメリカ連邦議会の調査局は、2012年9月25日と2013年1月22日に同じタイトルの「尖閣諸島（釣魚島／釣魚台）紛争：アメリカの条約義務」というリポートを出し、釣魚島に対する日本の領有権は認めず、立法・行政・司法権を意味する施政権だけを認めたという既存の方針を再確認した。

この報告書は、1996年に出された報告書を改定したものであった。報告書の中では、「米国は1951年のサンフランシスコ講和条約により、1953年から沖縄諸島など、北緯29度以南の南西諸島を信託統治することになる。講和条約には、釣魚島に対する直接の言及はない。米国は1953年に米軍政令で釣魚島を南西諸島に含めた」とその経緯を振り返った上で、「米国はその後、1971年に日本と締結した沖縄返還協定によって、沖縄と釣魚島に対する施政権を1972年に日本に返還した。沖縄返還協定の締結当時、米務省は、『沖縄返還協定が釣魚島領有権に影響を与えるか』という議会の質問に対し、『米国は日本に施政権を返還するが、日本と中国、台湾の領有権問題に対して中立的な立場を取る』と強調した。更にロジャース国務長官は、『返還協定は釣魚島の法的地位に全く影響を及ぼさない』と答弁した。ロバート・スター（Robert I. Starr）米務省法律顧問は、1971年10月20日に議会に送った書簡の中で、『日本、中国、台湾の3方は釣魚島の主権を巡って争っている。米国はこれら諸島の施政権の日本への返還が、領有権の既存の各主張に些かも影響を与えないと信じている。米国は、日本の保有する法的権利を、日本が同諸島の統治の権利を米国に引き渡す前より強化することは出来ない。同諸島の返還より他の国の領有権主張を弱めることも出来ない。米国は釣魚島への主権について主張せず、衝突する権利主張が当事者同士で解決されるよう希望する』と明確に回答した」等が記されている⁷⁸⁾。

また、2013年4月8日、ウィキリークスが開示した米国の1970代の外交等に関する170数万通の文書の中で、アメリカの中立立場を裏付ける文書

が含まれている。1974年1月19日、中国は中国領土である西沙諸島を蚕食する南ベトナム海軍に対し反撃し、南ベトナム海軍を完敗させた。こうした背景の下で、2月5日付の米務省公電の中で、キッシンジャー国務長官は、アジア各国に駐在する米大使館と総領事館に対し「米国が西沙諸島及び釣魚島に関するすべての事務に巻き込まれることを防ぐべきだ」⁷⁹⁾と指示した。1975年4月3日付の駐日大使館宛てた公電の中で、米務省は米石油会社に対して、釣魚島の係争中の海域で調査と開発を実施しないよう強く求めた。「米国政府は釣魚島の主権が日本に属するとは認めておらず、釣魚島の主権に係争が存在している」⁸⁰⁾と記している。

四、中日間の「棚上げ合意」の形成と再確認の史的プロセス

1、「棚上げ合意」の原点

1972年5月15日、沖縄返還記念式典を経て、6月17日に佐藤栄作は任期半ばで下野した。7月7日、田中角栄内閣が成立した。「決断と実行」をモットーに掲げる田中首相は、組閣当日に発表された所信談話の中で、「中華人民共和国との国交正常化を急ぎ」と中日国交正常化への強い意欲を表明した。同日、黒田寿南・日中友好協会（正統）会長は、釣魚島領有権問題についての記者会見の中で、「いくつかの歴史的資料によっても、いわゆる『尖閣列島』は昔から中国の領土であり、国際法における『無主地の先占』によってわが国領土に編入したという政府の主張は、全く成立し得ない」等5項目を挙げて日本政府の主張を批判した⁸¹⁾。9月25日、田中首相、大平正芳外相らは一気呵成の下で、中日国交正常化交渉のために中国へ赴いた。

今日の日中関係の原点である1972年の中日正常化交渉で、釣魚島問題は如何に話し合われたのか。中国は、国内法の「檔案法」に基づき、中日正常化に関する外交記録はまだその開示の対象になっていない。しかし、1998年、外交部の顧問として、復交交渉に関するすべての会談に参加した張香山は回想録の中で、9月27日に開かれた第3回首脳

会談における両国総理による釣魚島問題に関する協議の内容を詳細に披瀝し、中日両国は、釣魚島領有権問題を棚上げにすることで合意したと明らかにした。この会談で、周総理は田中首相からの「お国の尖閣諸島についての態度をお伺いしたい」との質問に対し、「今回は話したくない。今この問題を取り上げてもいいことはない」と返答した。これを受けて、田中首相は、「それで結構です。これ以上言う必要はない。今後のことにしましょう」と明快に応じた⁸²⁾。

他方、日本外務省が2001年に開示した1988年2月に改めてタイプされた「田中総理・周恩来総理会談記録」にある該当部分は、「田中総理：尖閣諸島についてどう思うか？私のところに、いろいろ言うてくる人がある。周総理：尖閣諸島問題については、今回は話したくない。今、これを話すのはよくない。石油が出るから、これが問題になった。石油が出なければ、台湾も米国も問題にしない⁸³⁾」としか記されていないが、田中首相は「尖閣諸島はわが国の固有領土」と言わず、明らかに周総理に相談しようとしたことがはっきり読み取れる。その背後には、領有権問題が存在しているという認識があったとも看取出来る。

更に、日本側の3人の重要な当事者、二階堂進官房長官、外務省の橋本恕中国課長と栗山尚一条約課長の証言により、その欠落部分を補うことが出来る。

首脳会談に出席した二階堂は、「双方の指導者の意見が一致したことになる。即ち、この問題について、今後ゆっくり解決しましょう、ということで双方が合意した」と明言した上で、「田中首相は会談の最後に『尖閣列島の共同開発をやりましょう』と提案していたことを披瀝した⁸⁴⁾。そして、橋本はインタビューで、田中首相の質問に対し、「周首相は『これを言い出したら、双方とも言うことがいっぱいあって、首脳会談はとてもじゃないが終わりませんよ。だから今回はこれは触れないでおきましょう』と言ったので、田中首相の方も『それはそうだ、じゃ、これは別の機会に』」と吐露した⁸⁵⁾。栗山は釣魚島国有化後、生き証人として、「両首脳の間で棚上げの暗黙の了解があった」と繰り返して強調した。その上で、

「72年の暗黙の了解が、78年にもう一度確認されたのが実態だ」と証言し、「『棚上げ』は最終の選択肢、尖閣解決は『棚上げ』しかない⁸⁶⁾」と力説した。

三者の証言は、張香山証言の信憑性を裏づけており、中日間にはれっきとした「棚上げ合意」が成立していたことを立証している。これらの証言から、核心部分の「棚上げ合意」に関する両首脳の会話記録が削除されたと推断できよう。なお、中国は正常化交渉の際、「事実上、尖閣諸島の領有権を放棄した」と説く論者の主張は、プロパガンダであると言わざるを得ない。

2、1978年、中日両国による「棚上げ合意」の確認

1978年4月12日、中日平和友好条約交渉再開に入ろうとしていた矢先、約200隻の中国漁船が釣魚島海域に接近する事件が発生し、日本に大激震が走った。釣魚島問題がクローズアップされている中で、15日、外務省は「『漁船の退去』が実現すれば、尖閣列島の『領有』問題は1972年の日中正常化の時の原則に従って処理する」との基本方針を固め、「『領有』問題は条約締結後、日中間で友好的に話し合って解決すべき問題として処理したい考えだ」と明らかにした⁸⁷⁾。

一方、4月17日、ホワイトハウスの国家安全保障会議は、カーター（Jimmy Carter）大統領とブレジンスキー（Zbigniew K. Brzezinski）大統領補佐官宛にあるレポートを提出した。「釣魚島事件」を解説した上で、「国務省と尖閣についての米国の立場のガイダンスを検討した結果、本質的に1972年の立場を再確認する事になった」と報告した上で、「米国の利益は、日本を傷つける行動を取らないが、同時に紛争に繋がりがかねない日中の領土問題に近づかない事である⁸⁸⁾」と指摘した。

4月19日、園田直外相は国会における答弁で、「共同声明の線に回復することを考えている⁸⁹⁾」との基本姿勢を内外に明示した。同日、大平正芳幹事長は記者会見で、「領土問題で決着をつけるのは大変難しい。日中双方が（領土問題に）『触れない』という仕方で決着をつけることが大局的な

国益を踏まえた現実的な解決方法だ」⁹⁰⁾との方針を明瞭に打ち出した。更に、「政治的決着以外に方法はない。枝ぶりも大事だが、幹がそれ以上に大事である。この問題で日中関係を損なうようなことがあってはならない。この問題をもてあそんではならない」⁹¹⁾と強調した上で、一步踏み込んで「尖閣列島の議論は日中共同声明の腺（尖閣列島は棚上げとする）に戻すと言明した」⁹²⁾のである。同夜、日本政府首脳は、大平幹事長の発言に関し、「政府としても大平幹事長の考えに異存はない」と表明した上で、「72年、日中国交正常化の際、共同声明の線に戻り日中関係に処理していく」⁹³⁾という考えを明示した。5月21日、黄華外交部長はブレジンスキーとの会談で、釣魚島問題に触れ、「1972年の中日国交正常化交渉の際、両国の首脳は釣魚島領有権問題を棚上げにし、将来平和的に解決することで合意に達した」⁹⁴⁾とその経緯を説明した。

他方、8月10日、鄧小平副総理は園田外相との会談の席上で、釣魚島問題に関し、「いままで通り、20年でも30年でも放っておけ」と表明した。これを対し、園田外相は「それを淡々と言うからもう堪りかねて鄧さんの両肩をぐっと押さえて、『閣下もうそれ以上言わんで下さい』。人が見ていなければ鄧さんにありがとうと言いたいところでした」と応じた上で、「藪をつついて蛇を出す結果になってしまつては元も子もない」と述懐している⁹⁵⁾。また、通訳として会談に同席した杉本信行（後上海総領事）も回想録で、双方が「暗黙の了解をしたはずであった」⁹⁶⁾と記している。

日本外務省の極秘文書によれば、10月25日、「中日平和友好条約」の批准書交換式に出席のため訪日中の鄧副総理は、福田赳夫首相との第2回首脳会談で、「釣魚島問題の解決はもっと知恵のある次世代に託そう」という考えを改めて示した。これに対し、福田首相は、「鄧小平副総理閣下と、世界の問題、日中両国間の問題について率直に意見交換し合えて、非常に嬉しい。感謝する。このようにして両国関係は発展させて行けるであろう」と返答した⁹⁷⁾。この記録から、鄧小平発言は、決して外務官僚が曰く「一方的思い、独り言」ではなく、「棚上げ合意」が首脳会談で確認された

ことをはっきり示している。

会談後、福田首相は、記者からの「会談の最大の成果は」との問いに対し、「政府間の直接の話し合いが軌道に乗ったことだ」とした上で、会談は「大成功だった」と評価した⁹⁸⁾。

同日、鄧小平は首脳会談の成果を踏まえ、日本記者クラブで行われた内外記者会見で、持論の「棚上げ論」を再び披瀝し、周知の名言を残した。鄧小平は其中で、両国政府はこの問題に触れないことで一致しており、一時棚上げにしてもかまわないことを明らかにした。その上で、一部のものはこの問題をかりて中日関係に水をさしたがっていると指摘し、領有権問題の解決は次の世代に委ねる考えを強調した。

鄧小平の発言に関して、翌26日、『読売新聞』は「“尖閣棚上げ”を強調 次世代に任せよう」、『朝日新聞』は「尖閣処理 次代の知恵で」、『毎日新聞』は「『尖閣』次代に託す」、『日本経済新聞』は、「『尖閣』棚上げを強調 解決は次代に託そう」、『産経新聞』は、「『尖閣』は棚上げ、解決、次世代に待つ」という大見出しで、それぞれ一面トップで報じた。

日本外務省は極秘文書の中で、「鄧副総理は、尖閣諸島について日本側が持ち出さなかったにも拘わらず、『こういう問題はここで取り上げない方がよいと思う』旨述べた。（中略）なお、記者会見における発言は、『日中友好を望まないものが、この問題を取り上げようとするのであって、次の世代に任せればよい』との趣旨を述べ、中国側として示し得る精一杯の態度を示したものと言えよう」と評した上で、「符浩大使は、後刻田島課長に対し、『あれだけが中国側の言えるぎりぎりの所である』」と述べたことを記している⁹⁹⁾。

中日平和友好条約の締結とその後に大平正芳内閣の誕生によって、日本側の提案により、両国の間には、釣魚島周辺海域における石油資源の共同開発の確かな動きがあった。1979年7月10日、園田外相と森山欽司運輸相は閣議で、「領有権は別として、中国との共同開発を進めたい」と共同開発に積極的に取り組む意向を示した。園田外相は閣議後、直ちに外務省事務当局に対し、中国側と正式に交渉に入るよう指示した¹⁰⁰⁾。

3、1990年代、中日両国による「棚上げ合意」の再確認

①中国の「領海法」と「棚上げ合意」の再確認
1978年に確認された「棚上げ合意」は、1990年代に2度に亘り再確認された。1992年2月25日、中国は法的整備の一環として、釣魚島を中国の固有領土と明記した「領海法」を公布し、これまでの立場を法律の形で改めて繰り返した。他方、近年日本では、『領海法』の制定により、中国は『棚上げ合意』を反故にした¹⁰¹⁾という指摘がしばしば見られる。

しかし、当時日本政府の反応は、冷静かつ客観的であった。翌27日、宮沢喜一首相は、中国の「領海法」に関する質問に答え、「あれは昔、鄧小平さんとの間で決めたものがある」と明言した。加藤紘一官房長官は記者会見で、「中国は法体系を整備しつつあるのでその一環としてこれまでの主張を書き込んだのだろう。しかし、(中国が)なにかアクションを起こすことはないと思う」という受け止め方を示した¹⁰¹⁾。同日、符浩・全人代外事委員会副主任は、読売新聞社との会見で、『棚上げ』と『共同開発』の方針に変更がない¹⁰²⁾ことを強調した。翌28日付の『毎日新聞』は、「尖閣諸島は次世代に任せよう」と題する社説で、「鄧小平氏が言い、日本政府も受け入れている『次の世代に任せる』」という「領有権の一時棚上げ方式は、両国の友好発展が妨げられてはならないとの大局的考慮」に基づくものだとしながらも、「中国が直ちに実力行使に出るとは思わないし、いたずらに事を荒立てる意図でもないだろう」と論評した。

3月3日、英正道外務省報道官は記者会見で、「中国はこれまで尖閣諸島を自国の領土と主張しており、この種の(領土)問題が日本の完全に満足する形で解決するのは、なかなか難しい」と指摘した上で、「他国が(領有権を)主張することそのものが、日本の主権を侵害したことになるとは言えない」と、「今回、中国の行為は主権侵害に当たらない」との認識を示した¹⁰³⁾。3月9日、渡辺美智雄副総理兼外相は、国会における釣魚島と竹島問題に関する答弁で、「平和裏な解決を求めていくのが一番いいのではないかと、そう考えて

おる次第である¹⁰⁴⁾と表明した。3月17日、銭其琛外交部長は、斉藤邦彦外務審議官との会談で、「決着棚上げのこれまでの立場を変える考えのないこと」を伝えた。これに対し、斉藤審議官はこの問題で「日中関係を後退させてはならない」と応対し、政治問題化の回避で一致した¹⁰⁵⁾。3月28日、渡辺副総理は講演で、中国の「領海法」に触れ、「日中の仲たがいの火種にするつもりはない。(中略)エスカレートさせることは、私の在任中にはしない¹⁰⁶⁾」との考えを明らかにした。

他方、4月1日、訪日直前の江沢民総書記は、日本人記者団との会見で、「釣魚島は古くから中国領土だ」と前置きしながら、「我々は一貫して、領土紛争は協議で解決すると主張している」との基本姿勢を表明した¹⁰⁷⁾。4月6日、訪日中の江沢民総書記は、宮沢首相との会談で釣魚島問題に関し、『中国の立場は78年に鄧小平副首相(当時)が述べた通りで一切変わっていない』と言明し、尖閣諸島の帰属問題は『棚上げ』することを確認した¹⁰⁸⁾のである。これを受けて、4月8日、『朝日新聞』は、「日中の『大同』を大事にしよう」と題とする社説で、「懸念された尖閣諸島の領有問題は、事実上の『棚上げ』が再確認された」と喜び、「大切なのは、(中略)『小異』が『大異』になってしまわないよう、双方が常に『大同』に思いをいたすことであろう」と強調した。

②「灯台事件」と「棚上げ合意」の再確認

1994年11月、「国連海洋法条約」の発効に伴い、1996年5月15日と6月20日、中日両国はそれぞれ同条約を批准し、釣魚島を含む200海里の排他的経済水域(EEZ)を設定した。こうした敏感な時期に、7月14日、右翼団体の「日本青年社」が、釣魚島の北小島に簡易灯台を設置し、その後灯台は台風で壊れたため、9月9日に再建する事件が発生した¹⁰⁹⁾。この事件を発火点として、中国本土のみならず、台湾、香港、マオカ等の中華圏から強い反発を引き起こし、釣魚島問題は再燃した。中国政府は、「中国の領土に対する主権を著しく侵した」と立て続けに日本に強い抗議した。

釣魚島をめぐる情勢が緊迫する中で、9月10日、米務省のバーンズ(William J. Burns)報道官

は、「米国は交渉を通じた平和的な解決を期待する」と述べた上で、「米政府が論争の当事国の一方だけを支持することはない」¹¹⁰⁾と中立の姿勢を強調した。9月16日付の『ニューヨーク・タイムズ』は、モンデール（Walter F. Mondale）駐日大使はインタビューで、「これら諸島の帰属につきアメリカは特定の立場を取らない」と指摘した上、「島をめぐる争議に、米軍が条約により介入を強いられるものではない」という重大な発言を報じた。

他方、9月19日付の『日本経済新聞』は、「尖閣諸島での不測の事態を避けよ」と題する社説で、日本政府の冷静な対応を求める一方で、「双方が棚上げを前提にすることで暗黙の了解をしていたはずである。これから話し合いがまとまらなければ、問題を事実上棚上げにするしかない。政治団体からは灯台の許可申請が出ているが、これを認めたりすれば、日中関係は取り返しのつかない事態に陥ってしまおう」と警鐘を鳴らした。

9月9日、灯台再建されると、その抗議活動は、一層拍車をかけることになった。9月26日、抗議のために釣魚島海域に入った香港の活動家らは、日本の巡視艦に阻止された後、5名が海に飛び込み上陸を試みたが、その内リーダーの陳毓祥が溺死する事件が起きた¹¹¹⁾。続いて10月7日、台湾、香港、マカオからの政治活動家らを乗せた41隻の漁船が釣魚島海域に入り、その内4人が釣魚島に上陸し、国旗を掲揚した¹¹²⁾。

中日間の緊張が増す中、中日関係の悪化を懸念する日本政府は、事態の収拾に乗り出した。9月21日、池田行彦外相はカナダで、「政府間で話し合いたい」¹¹³⁾と事態の鎮静を図る方針を示した。24日、国連本部内で行われた銭外交部長・池田外相会談で、銭外交部長は、灯台を建てたことを踏まえ、「中国は自制した態度をとってきたが、一連の事態が生じた」と日本政府の対応を批判した。これに対し、池田外相は、「尖閣諸島はわが国の固有の領土だ」としながらも、「この問題で日中関係全体を損なうことがあってはならないというのが日中の共通認識だ。日本政府は、民間団体の活動に関与も支援もしていないことを明確に表明する。灯台の認可申請には慎重に対応する。この

問題で日中関係に悪影響を与えることは何としても避けたい。そのためにはできる限りの努力をする」と釈明し、灯台の認可申請を認めない考えを示唆した¹¹⁴⁾。

9月25日、クリストファー（Warren M. Christopher）米國務長官は銭外交部長との会談の冒頭で記者会見し、中日間で対立している尖釣魚島問題に関し、「当事国が対話によって解決することを求める、という以外に米国が取るべき明確な立場はない」¹¹⁵⁾と重ねて表明した。10月1日、米議会調査局は、前掲のCRSレポートのベースとなった報告書の「尖閣諸島（釣魚島）紛争・米国の法的関係と義務」を公表した。

10月1日、橋本龍太郎首相は、自民党が衆院選公約で「尖閣諸島を日本固有の領土」と明記したことについて「党が決めたことであって、政府の方針とはおのずから違いがある。外交としてそういう極端な方法は取ろうとしていない」¹¹⁶⁾との政府の立場を強調した。10月3日、兵庫県警は灯台を設置した当事者である「日本青年社」の本部事務所等の4ヵ所を捜査し、同社相談役長谷川正男を銃刀法違反容疑で逮捕した¹¹⁷⁾。同日、日本政府は、灯台の認可問題について、「処分を保留することを正式に決めた」¹¹⁸⁾と公表した。11月8日、橋本首相は第2次橋本内閣が発足後の初記者会見で、中日関係について、「日米関係と並んで最も大事な外交関係」¹¹⁹⁾との姿勢を打ち出した。

こうした流れの中で、11月23日にマニラで開催された中日外相会談で、両国は、釣魚島問題の実質棚上げで合意した。会談で池田外相は、「中国とは立場が異なるが、そのことで日中の良好な関係が阻害されるべきではないとの認識では一致している」と述べた。その上で、灯台問題について「日本政府は応援も支持もしていない。再発で日中関係が影響を受けることは望ましくない。今後も努力する」と表明した。それに対し、銭外交部長も「この問題で両国関係の発展が妨害されることは望まない」と応じた。日本側から釣魚島問題の「実質棚上げ」の感触を得た中国側は、首脳会談の開催を最終決定した¹²⁰⁾。翌24日に行われた江沢民・橋本会談で、橋本首相は、「中国が異なる立場を取っていることは承知している。日中の

立場は相違し、立場の相違でアジアと世界にとって極めて重要な日中関係の正常な発展が損なわれるべきでない。双方の認識は一致していると考えている。7月以来の尖閣諸島をめぐる一連の事態は日中両政府が共通認識に立って冷静に対処してきたと考える。今回のような事態の再発により日中関係が影響を受けることは望ましくない」と表明した。これに対し、江国家主席「一部の人たちの挑発は両国関係を悪化させると憂慮している。直ちに解決はしないと考えているが、双方の努力が必要。政治家も指導者も高い視点と長期的な視野に立って問題解決に当たるべきだと考えている。日本が行っている一連の努力に留意、今後も努力を続けてほしい」と返答した¹²¹⁾。

その後、日本政府は、中日間の合意に基づき、1997年2月25日、灯台設置の再発防止策として、関係する「航路標識法」の改正に踏み切った。現行法では、無許可で灯台を設置しても、政府は航行に支障がない限り改善命令を出すだけに留まり、強制的に撤去できないとしている¹²²⁾。2月28日、古川貞二郎官房副長官は、前日の沖縄県石垣市議と『産経新聞』記者の2人が、釣魚島に一時上陸したことに対し、「説明を無視したことは遺憾だ」¹²³⁾と表明した。そして、3月29日、北京で開かれた中日外相会談で、両国は、「尖閣諸島をめぐる領土問題の協議を事実上棚上げし、漁業交渉を加速し可能な限り早期に新協定の締結を目指すことで一致した」¹²⁴⁾のである。31日付の『産経新聞』も「池田外相訪中 領土棚上げ」という見出しで、池田外相の訪中を報道した。5月6日、橋本首相は西村真悟衆議員ら4人が、海上保安庁の制止を振り切り釣魚島に上陸したことに関して、「一切無視して行動する権利が国会議員といえどもあるのか」と強く批判し、梶山官房長官は更に、「上陸は軽犯罪法違反にあたる」との見解を示した¹²⁵⁾。同日、米國務省のデインガー報道部長は、この件について、「挑発的な行為だ」とした上で、米国は同諸島の「領有権問題をめぐる緊張を高めるような行動は支持しない」と批判した¹²⁶⁾。翌7日付の『朝日新聞』は、「独り善がりは国益を損なう」と題とする社説で、西村らの行動は、「迷惑というしかない」と断罪した。

9月4日、橋本首相は中日復交25周年を記念して訪中した。翌5日、日本政府は巡視艇を出動させて再び上陸しようとした西村らに対し警告を発し、彼らの渡航を断念させた¹²⁷⁾。かくして、「灯台事件」を発端に冷却化した中日関係の修復に成功した。

その後の11月11日、中日両国は「中日新漁業協定」に調印し、2000年6月に発効した。新協定は、①釣魚島の領有権問題が絡む200海里の排他的経済水域の境界画定は事実上棚上げする、②両国の水域が重なる東シナ海の一部海域は境界画定交渉を継続し、それまでは「暫定措置水域」を設ける、③沿岸国が違反操業を取り締まる「沿岸国主義」を導入する一等が主な柱である¹²⁸⁾。同日、徐敦信大使と小淵恵三外相はそれぞれ両国政府を代表し、相手に対し書簡を発した。その中で、両国は、同協定第6条(b)が定めた水域（北緯27度以南、東経135度30分以西）において、相手国の国民に対し、「漁業に関する自国の関係法令を適用しないとの意向を有している」¹²⁹⁾と確約した。

2000年代後半に入ってから、中国の急速な崛起（平和的勃興）による大国間のパワー・ラングションが進行し、アジアが世界経済成長のエンジンとなっている。更に、2009年9月、鳩山由紀夫内閣の誕生により、中日両国を中心とする「東アジア共同体」が胎動しつつある。他方、冷戦終焉後、唯一の超大国として世界に君臨するアメリカは、「テロとの闘い」のアフガニスタン、イラクの両戦争で陰りが生じ、更にウォール街に端を発した金融危機に呻吟している。こうした背景の下で、2011年10月、クリントン（Hillary R. Clinton）国務長官は、「アメリカの太平洋の世紀」と題する論文を発表し、米国のストラテジック・ピボットのアジア・シフトを鮮明化した¹³⁰⁾。アメリカは中国との協力関係を維持しつつ、外交面ではピボット（戦略的転回）、軍事安全保障面ではリバランス（均衡回復）等と呼ばれる「アジア太平洋回復戦略」を打ち出し、中国を取り巻く周辺諸国を巻き込んだソフトなニュー・アーキテクチャー（中国包囲網）を構築しようとしている。アメリカによる「アジアの復帰」が進む中で、2010年9月7日、「中国漁船衝突事件」が発生し、普天間

米軍基地の移設問題で頭を痛める菅直人政権にとっては、正に天賜のチャンスである。アメリカの戦略的な意図を汲んだ前原誠司を初めとする親米派は能動的な行動に踏み切り、日本の国内法に基づき起訴と判決という前例を作り出そうとした。これにより、釣魚島問題は一気に中日間のホットイシューとして持ち上がった。それは明らかに両国の書簡の定めには違反し、「棚上げ合意」を打破しようとした試みであると同時に、アメリカによる「アジア回帰」の口実を作ろうとした意図的な行動でもあった。

結びに代えて

日本側の史資料が立証されているように、釣魚島領有権に関する日本政府の立論が、成り立たないの是一目瞭然である。既に検証してきたように、釣魚島問題は近代以降の複雑に入り組んだ歴史のプロセスで生じた問題であり、中日関係の深層に横たわる歴史問題の一つでもある。戦後、連合国側は第2次大戦中に発せられた日本の戦後処理に関する国際政治の基本文書である「カイロ宣言」と「ポツダム宣言」に基づき、日本の領域を日本の主要四島及び約1千の隣接小諸島に制限した。その後、東西冷戦のもとで、1951年に開かれた中国を除外した単独対日講和の「サンフランシスコ講和会議」で、アメリカはパワー・ポリティクスという見地から、意図的にさまざまな領土問題を作り出した上で、北緯29度以南の南西諸島を自国の施政権の下に置かれた。1953年、米国民政府は更に、国連の承認を受けていない状況の中で、その信託統治の領域を恣意的に拡大し、釣魚島をその管轄の下に組み込んだ。しかし、その後の長い間、米国民政府の実効支配は同列島に及んでいなかった。自家薬籠中のサンフランシスコ講和会議に対し、中国政府はその不法と無効を重ねて厳粛に声明した。

沖縄返還交渉の際、対中和解を本格的に乗り出したアメリカは、釣魚島の主権と施政権を明確に区別し、釣魚島に対する日本の潜在主権を取り除いた。他方、「オフショア・バランシング戦略」に基づいたこの曖昧な中立政策は、「一石三鳥」

の策略であった。中日台三方の間に釣魚島という絶えざる紛争の火種を残すことによって、極東における米軍のプレゼンスを保とうとした。更に、「中立」を言いながら、中日間で米国がフリーハンドを握ろうとした戦略的な意図も垣間見える。

しかしながら、今日の日中関係の起点である1972年の中日国交正常化交渉の際、両国の指導者は、「小異を残して大同につく」という中日講和の精神に基づいて、大所高所に立って釣魚島領有権問題を棚上げにする道を選び、問題の解決を次世代の知恵に委ねることに合意した。そして、1978年の中日平和友好条約交渉の過程で、両国は正常化交渉の際に成立した「棚上げ合意」を確認し、後の1980年代における中日緊密化の道へと導いた。更に1990年代には2度に亘り、「棚上げ合意」をそれぞれ再確認しあった。中日両国は、釣魚島問題に対する基本認識が異なるが、この問題で中日関係をいたずらに悪化させないように、その後の長い歴史過程で共に慎重な配慮を重ねてきた。「棚上げ合意」という「紳士協定」があったからこそ、1972年以降の約40年もの長い間、中日間の平和を保つことが出来た。

2000年代の後半から、中国の急速な崛起により、中国を中心とするアジアの隆盛によって世界文明の中心がアジアに移行しつつ、国際政治の基軸を構成する大国間の力関係と世界システムの両面に大きなパラダイム・シフトが起りつつある。こうしたトレンドの中で、2010年頃から、世界覇権を失いつつあるアメリカは、グローバルな影響力を増している中国を睨みながら、中国とのリバランスを目指して、「アジア回帰」による対中牽制に舵を切り、アジア地域での地域覇権を維持しようとしている。米国の「アジア回帰」を深く投影し、新たな冷戦の亡霊がアジア上空を徘徊している。アメリカが「サンフランシスコ条約」と沖縄返還の際に植え付けた地域紛争の火種が、やがて燎原の火となった。

35年の歳月が流れた。グローバル化が進み、地球はひとつの共同体となりつつある昨今、図1-図2が示しているように、中日両国は、持ちつ持たれつの関係が構築された。他方、図3がその一端を表しているように、日本による釣魚島の国有

(億ドル)

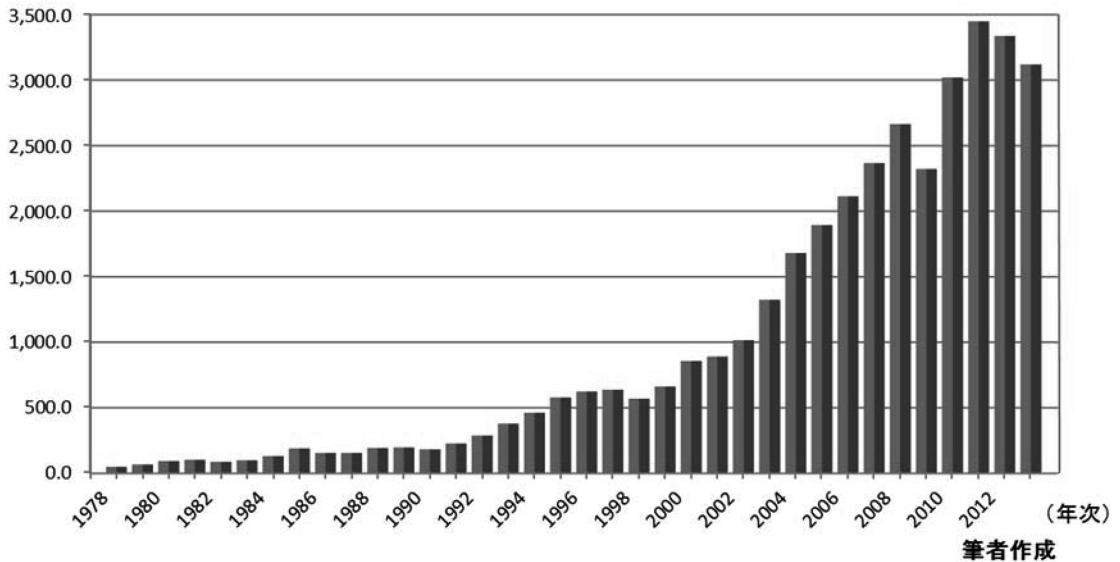


図1 中日貿易額の推移 (1978-2013)

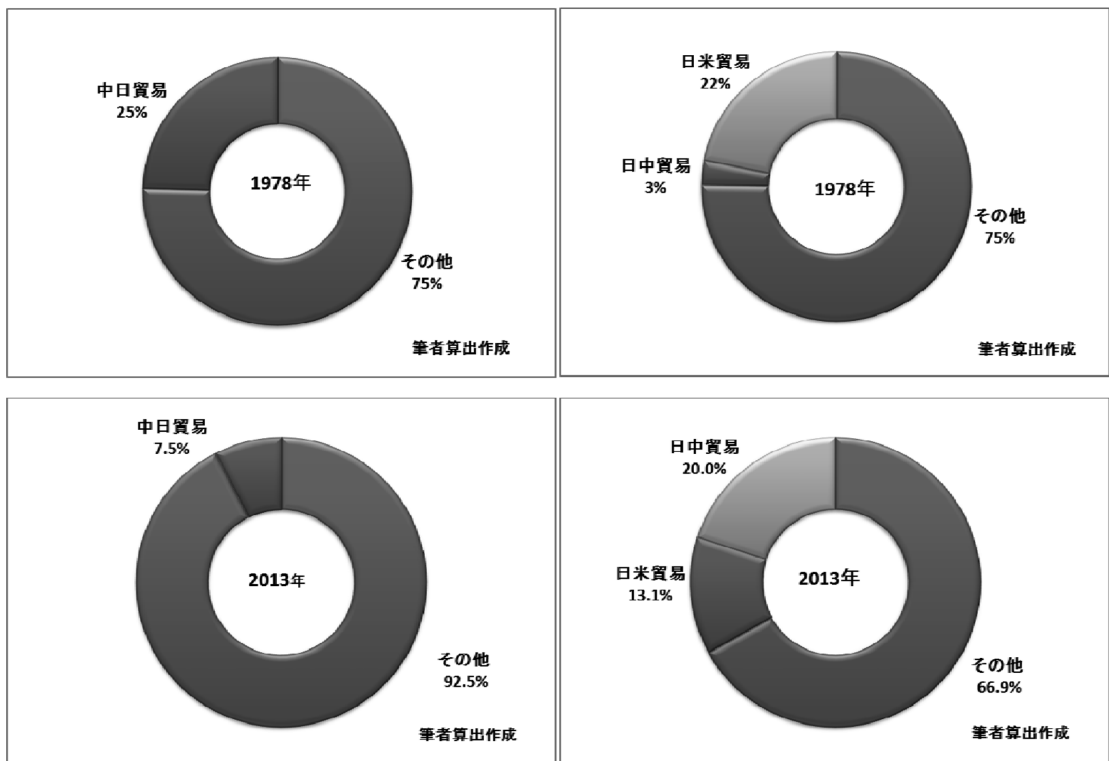


図2 1978年と2013年、中国、日本の対外貿易総額に占める中日、日中貿易のシェア

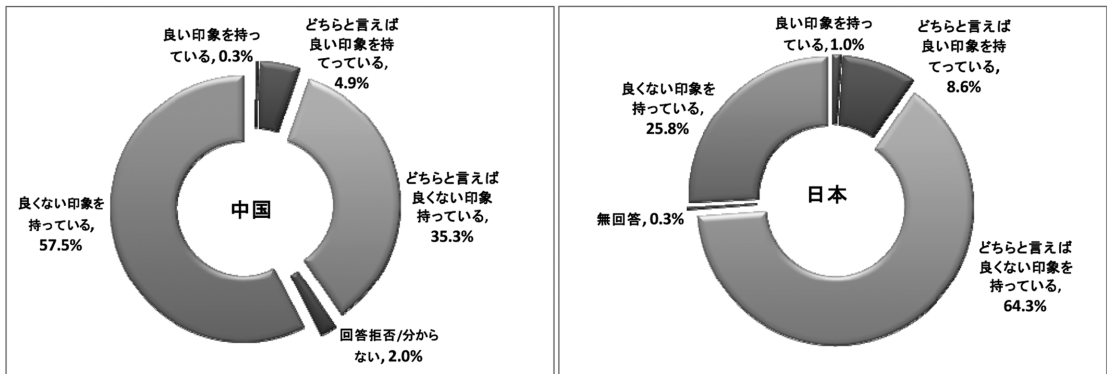


図3 2013年8月の中日共同世論調査（言論NPO公表した統計より筆者作成）

化により、これまでの両国間の政治均衡が破られたに止まらず、偏狭なナショナリズムというジェニーが瓶から解放されることとなった。東中国海波高し、火花が散る可能性を排除出来ない状況にある。

「鵜蚌の争い、漁夫の利となる」という諺を肝に銘じなければならないのである。日本はプライドと矜持を持つべきであり、アメリカの対中戦略という掌の駒となつてはならないのである。アメリカが作り出した釣魚島問題は、中日関係改善の棘として突き刺さっている。従つて、中日両国はアメリカが仕掛けた冷戦という落とし穴を上手く交わしながら、叡智を傾けて東アジアの主体性を前提としたウイン・ウインの関係を築いていく必要がある。

続きながら、「アメリカが守ってくれる」や「アメリカは中国を封じ込めることが出来る」といったバラ色な幻想は、放棄すべきである。なぜなら、冷戦時代でアメリカすら中国を封じ込めることが出来ず、結局白旗を掲げて中国との和解を求めてきたにもかかわらず、今更、色褪せた「アジア回帰」により、世界の東方に屹立している中国を封じ込めるはずもないのである。「君見ずや黄河の水、天上より来たり、奔流して海に到り復た回らざるを」という李白の詩は、昇る中国龍の姿を如実に表している。

他方、チャイアメリカ（Chimerica）という造語が象徴されているように、中米関係は深い繋がりと強固な絆によって結ばれている。そして、米国の最大債権国である中国に対し、アメリカは全

面対決、更に戦争に踏み切る勇気とそれに耐える国力を有していないのである。一言にして尽くせば、戦略的誤判をしてあらず、東洋的知恵である「棚上げ合意」は、釣魚島問題を解決するための唯一の道である。

そこで、「私は、何をおきまして、日中相互の間に不動の信頼がつけかわれなければならないと考えます。我々はお互いの言葉に信をおき、かつ、お互いの言葉を行為によって裏書きすることが必要である」¹³¹⁾という大平外相の名言を深く胸に刻みつつ、芳隣の中日関係を再構築するためには、今こそその原点に立ち返る必要があるのではないかと思わずにはいられない。

注

- 1) 黒岩恒「尖閣列島探検記事」東京地学協会『地学雑誌』第12輯第140巻、1900年8月 479頁。
- 2) 釣魚島が日本領に編入された経緯を記録した明治期の公文書は、主に外務省所蔵「明治18年 沖縄県久米赤島、久場島、魚釣島、国標建設ノ件」(Ref. B03041152300)と国立公文書館所蔵「沖縄県ト清国福州トノ間ニ散在スル無人島ヘ国標建設ノ件」(Ref. A03022910000)という2つのファイルに収録されている。アジア歴史資料センター（JACAR）はこれらの公文書をデジタル化し、インターネット上で閲覧、ダウンロードすることができるようになっている。石沢兵吾「久米赤島久場島魚釣島三島之取調書」（1885年9月21日）B03041152300-9、外交史料館蔵。
- 3) 西村捨三「第315号 久米赤島外二島取調の儀ニ付上申」（1885年9月22日）外務省編纂『日本外交文書』（第18巻）日本国際連合協会 1951年12月 573-574頁。
- 4) B03041152300-3、外交史料館蔵。
- 5) 井上馨「親展 第38号」（1885年10月21日）前掲書

- 『日本外交文書』（第18巻）575頁。
- 6) 石沢兵吾「魚釣島外二島巡視取調概略」（1885年11月4日）B03041152300-18～21、外交史料館蔵。
 - 7) 内務省県治局長「甲69号」（1894年1月14日）B03041152300-47、外交史料館蔵。
 - 8) 奈良原繁「復第153号」（1894年5月12日）B03041152300-46、外交史料館蔵。
 - 9) 西村捨三「第384号 魚釣島外二島実地取調ノ義ニ付上申」（1885年11月5日）B03041152300-23、外交史料館蔵。
 - 10) 1885年11月24日、A03022910000-3、国立公文書館蔵。
 - 11) 1885年12月5日、B03041152300-33、外交史料館蔵。
 - 12) 山県有朋「秘第218ノ内」（1885年12月5日）A03022910000-2、国立公文書館蔵。
 - 13) 内務省県治局長「県沖第6号」（1890年2月7日）B03041152300-35、「甲69号」（1894年1月14日）B03041152300-47、外交史料館蔵。
 - 14) 山本四郎「小川又次稿『清国征討策案』（1887）について」、日本史研究会『日本史研究』第75号 1964年11月 101頁、107-108頁。
 - 15) 鹿島守之助『日本外交史 第4巻 日清戦争と三国干渉』鹿島研究所出版会 1970年6月、153頁、155頁。
 - 16) 野村靖「秘別第133号」（1894年12月27日）外務省編纂『日本外交文書』（第23巻）日本国際連合協会 1952年3月 531-532頁。
 - 17) 陸奥宗光「親展送2号」（1895年1月11日）B03041152300-39、外交史料館蔵。
 - 18) 「内甲二」（1895年1月21日）A01200793600-2～3、国立公文書館蔵、伊藤博文「内閣批第16号」（1895年1月21日）B03041152300-43、外交史料館蔵。
 - 19) 前掲「尖閣列島探検記事」『地学雑誌』第12輯第140巻、477頁。黒岩恒「尖閣列島探検記事（承前）」『東京地学協会『地学雑誌』第12輯第141巻、526頁と538頁 1900年9月。
 - 20) 古賀辰四郎「明治32年以前の履歴」「古賀辰四郎へ藍綬褒章下賜ノ件」（1909年11月22日）請求番号：本館-2A-013-00、纂01108100、件名番号：007、国立公文書館蔵。
 - 21) 国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂 2005年9月 489頁。
 - 22) 「沖縄県の郡編成に関する件」（1896年3月5日第13号勅令）「第一条、那覇首里両区ノ区域ヲ除ク外沖縄県ヲ画シテ左ノ五郡トス。島尻郡、島尻各間切久米島慶良間諸島渡名喜島栗国島伊平屋諸島島島及大東島。中頭郡、中頭各間切。国頭郡、国頭各間切及伊江島。宮古郡、宮古諸島。八重山郡、八重山諸島」とある。A03020225300、国立公文書館蔵。
 - 23) 「降伏後における米国の初期の対日方針」（1945年9月22日）細谷千博ほか編『日米関係資料集 1945-97』東京大学出版会 1999年2月 22頁。
 - 24) 「日本占領及び管理のための連合国最高司令官に対する降伏後における初期の基本的指令」（1945年11月1日）外務省外交史料館・日本外交史編纂委員会編纂『日本外交史辞典』 1979年3月 216頁。
 - 25) 「連合軍最高司令部訓令（SCAPIN）第677号訓令」（1946年1月29日）茂田宏・末澤昌二編『日ソ基本文書・資料集』世界の動き社 1988年11月 70頁。
 - 26) 原貴美恵『サンフランシスコ平和条約の盲点—アジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」』溪水社 2005年6月 256頁、260-261頁。
 - 27) 西村熊雄『日本外交史 第27巻 サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版会 1971年11月 63頁。
 - 28) 児島襄『講和条約 戦後日米関係の起点』（第3巻）新潮社 1996年1月 521頁。
 - 29) 前掲書『サンフランシスコ平和条約の盲点—アジア太平洋地域の冷戦と「戦後未解決の諸問題」』 269-270頁、287頁と290頁。
 - 30) 芹田健太郎『日本の領土』中央公論新社 2010年12月 126頁。
 - 31) 「琉球列島の地理的境界（米国民政府布告第27号）」（1953年12月25日）外務省情報文化局『尖閣諸島について』1972年5月 25頁。
 - 32) 1954年2月15日、参議院水産委員会における森崎隆氏の質問に対する答弁。国会議事録検索 HP：<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/019/0796/main.html>。
 - 33) 1967年6月20日、衆議院沖縄問題等に関する特別委員会における渡部一郎氏の質問に対する答弁。国会議事録検索 HP：<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/055/0064/main.html>。
 - 34) 1967年7月12日、衆議院外務委員会における渡部一郎氏の質問に対する答弁。国会議事録検索 HP：<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/055/0082/main.html>。
 - 35) 奥原敏雄「尖閣列島の法的地位」南方同胞援護会季刊『沖縄』第52号 1970年3月 100頁。
 - 36) 「対日平和条約問題に関する周恩来外交部長の声明」（1950年12月4日）、「対日平和条約準備作業に関するソ連政府案を支持する旨の周恩来外交部長の書簡」（1951年5月22日）、「対平和条約英米草案とサンフランシスコ会議に関する周恩来外交部長の声明」（1951年8月15日）霞山会『日中関係基本資料集 1949-1997』1998年10月 12-19頁。
 - 37) 「対日平和条約準備作業に関するソ連政府案を支持する旨の周恩来外交部長の書簡」（1951年5月22日）前掲書『日中関係基本資料集 1949-1997』16頁。
 - 38) 「対日平和条約調印に関する周恩来外交部長の声明」（1951年9月18日）日本国際問題研究所中国部会『新中国資料集成』（第3巻）1976年7月 341頁。
 - 39) 「連合国共同宣言」（1942年1月1日）前掲書『日ソ基本文書・資料集』42-43頁。
 - 40) 「全般的安全に関する4国宣言」（1943年10月13日）リール NO. B'0014、原本 NO.0019-0020 外交史料館蔵。
 - 41) 「政府調査続ける 尖閣列島 領有権争い表面化へ」

- 『読売新聞』1970年8月21日。
- 42) 張啓雄『釣魚台列嶼の主権帰属問題』『近代史研究集刊』第22期、台湾中央研究院1993年6月、112-113頁。
- また、スタンフォード大学のフーバー研究所に収蔵されている『蔣介石日記』の中に記された釣魚島問題に関する記録は、翟翔「蔣介石日記密集談釣魚島」(『環球時報』2012年11月22日)が詳細に披露している。浅井基文は早速同文章を日本語に翻訳し、11月27日に「尖閣問題（蔣介石日記）」と題して自分のHPで公表した<http://www.ne.jp/asahi/nd4m-asi/jiwen/thoughts/2012/502.html>。
- 43) 「尖閣列島 中国も領有主張」『朝日新聞』1970年12月4日夕刊。
- 44) 「保釣運動」については、謝小岑ほか編『啓蒙・狂飆・反思—保釣運動四十年』(国立清華大学出版社2010年)、邵玉銘『保釣風雲録—1970年代保衛釣魚台運動知識分子の激情、分裂、抉擇』(台北聯経出版事業2013年)が詳しい。
- 45) 前掲書『尖閣諸島について』1972年5月10頁。
- 46) 1970年8月10日、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会における川村清一氏の質問に対する答弁。国会議事録検索HP：<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/063/1650/main.html>。
- 47) 1970年9月12日、参議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会における大久保直氏の質問に対する答弁。国会議事録検索HP：<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/063/0710/main.html>。
- 48) 「当事者間で解決望む」『読売新聞』1970年9月11日夕刊。
- 49) 遠藤誉『完全解説「中国外交戦略」の狙い』(ワック株式会社2013年7月)、矢吹晋『尖閣衝突は沖縄返還に始まる 日米中三角関係の頂点としての尖閣』(花伝社2013年8月)は、アメリカ側の公文書、Document 134 (June 8, 1971), “Foreign Relations of the United States, 1969-1976, Volume XVII, China, 1969-1972”. <http://history.state.gov/historicaldocuments/frus1969-76v17/ch3> に依拠し、アメリカの中立政策が決定されたのは、1971年6月7日だと結論付けている。
- 50) 外務省アメリカ局、条約局「沖縄返還交渉全般について（極秘・無期限）」(1971年3月20日)管理番号：0600-2010-00027、「密約4関連文書」H52-53、外交史料館蔵。
- 51) 外務省アメリカ局北米第1課「愛知・マイヤー会談における大臣発言要領（案）（極秘・無期限）」(1971年3月31日)16頁。管理番号：0600-2010-00029「会談（大臣、総理）」H15、外交史料館蔵。
- 52) 「『返還後、関与せず』「尖閣列島」米國務省が表明 当事者間で解決望む」『朝日新聞』1971年4月10日夕刊。
- 53) 外務省アメリカ局北米第1課「沖縄返還交渉（現状と問題点）（極秘・無期限）」(1971年4月27日)管理番号：0600-2010-00027、「密約4関連文書」H62、外交史料館蔵。
- 54) 外務省アメリカ局、条約局「大臣・マイヤー大使会談用メモ（極秘・無期限）」(1971年4月26日)管理番号：0600-2010-00029、「会談（大臣、総理）」H20、外交史料館蔵。
- 55) 外務省アメリカ局北米第1課「沖縄返還交渉（愛知大臣・マイヤー大使会談〈極秘・無期限〉）」(1971年5月11日)管理番号：0600-2010-00029、「会談（大臣、総理）」H23、外交史料館蔵。
- 56) 中華民国外交部「釣魚臺列嶼是中華民國的固有領土」(2011年8月21日)7頁。
- 57) Document 134 (June 8, 1971), op. cit. <http://history.state.gov/historicaldocuments/frus1969-76v17/ch3>.
- 58) 中山賀博駐仏大使発外務大臣宛「第877号電 アイチ外務大臣、ロジャース國務長官会談（極秘 無期限）」(1971年6月9日)管理番号：0600-2010-00029、「会談（大臣、総理）」H52、外交史料館蔵。
- 59) 「尖閣列島の主権帰属に関する米國務省ブレイ・スポークスマン記者会見」(1971年6月17日)南方同胞援護会 季刊『沖縄』第63号、1972年12月 166頁。
- 60) 「『主権』とは別問題 尖閣列島の施政権返還 米國務省」『朝日新聞』1971年6月18日夕刊。
- 61) 「沖縄協定 米上院委が承認 尖閣列島問題は“中立”」『朝日新聞』1971年11月4日。
- 62) 1971年12月1日、参議院本会議における森元治郎氏の質問に対する答弁。国会議事録検索HP：<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/067/0010/main.html>。
- 63) 1972年3月8日、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会における國場幸昌氏の質問に対する答弁。国会議事録検索HP：<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/068/0710/main.html>。
- 64) 前掲書『尖閣諸島について』1972年5月 12頁。
- 65) 「尖閣列島で米の証言を要請 外相語る」『朝日新聞』1972年3月21日夕刊。
- 66) 「米は中立を変えず、尖閣列島の帰属問題 國務省筋見解」『朝日新聞』1972年3月22日夕刊。
- 67) 「尖閣列島帰属 発言はつつしめ 外務省、米に厳重申入れ」『朝日新聞』1972年3月23日。
- 68) 「首相、米の態度を非難 尖閣帰属問題」『朝日新聞』1972年3月23日夕刊。
- 69) 「尖閣列島で米の立場変えず 牛場・グリーン会談」『朝日新聞』1972年3月23日夕刊。
- 70) 「尖閣列島 当事者で解決を 米國務省『中立』変えず」『読売新聞』1972年3月25日夕刊。
- 71) “The Senkaku Islands Secret Briefing Paper”, c. June 1972, Japan and the U. S., 1960-1976 Item Number, JU01544. “DIGITAL NATIONAL SECURITY ARCHIVE, The documents that made U. S. policy”. <http://nsarchive.chadwyck.com/marketing/index.jsp>.
- 72) 「中国に気がぬえる米、尖閣列島で政府イライ

- ラー』『朝日新聞』1972年3月27日。
- 73) 春名幹男は、「繊維問題により、アメリカは日本側に十分な協議も説明もなく、台湾との妥協を強引に進め、日本を裏切った」と結論している。「尖閣領有アメリカは日本を裏切った」『文藝春秋』2013年7月号 268頁。
- 74) リチャード・ニクソン著 松尾文夫・斎田一路訳『ニクソン回顧録 ① 栄光の日々』小学館 1978年12月 309頁。
- 75) 中共中央文献研究室編『周恩来年譜 1949-1976』（下巻）中央文献出版社 1997年5月 324頁。
- 76) 前掲書『ニクソン回想録 ① 栄光の日々』316頁。
- 77) 豊下楢彦『「尖閣問題」とは何か』岩波書店 2012年11月 64頁。
- 78) Congressional Research Service, "Senkaku (Diaoyu/Diaoyutai) Islands Dispute: U. S. Treaty Obligations". pp. 4-5. <http://www.fas.org/sgp/crs/row/R42761.pdf>.
- 79) "SENKAKUS - U. S. POSITION" (February 5, 1974), http://www.wikileaks.org/plusd/cables/1974STATE024130_b.html.
- 80) "GULF PLANS TO DRILL NEAR SENKAKU ISLANDS" (April 3, 1975), http://www.wikileaks.org/plusd/cables/1975STATE075221_b.html.
- 81) 「尖閣列島は中国領土」『朝日新聞』1972年7月8日。
- 82) 張香山「張香山回想録（下）国交正常化25年目の証言」『論壇』33号 1998年1月 207頁。
- 83) 外務省アジア局中国課「田中総理・周恩来総理会談記録（極秘 無期限 1972年9月25日-28日）一日中国交正常化交渉記録一」24頁。整理番号：01-42-1 外交史料館蔵。
- 84) 二階堂進「日中国交秘話 中南海の一夜」公文俊平ほか編『大平正芳 政治的遺産 大平正芳記念財団 1994年6月所収 402頁。
- 85) 「橋本恕氏に聞く一日中国交正常化交渉 大平正芳記念財団『去華就實 聞き書き・大平正芳』2000年6月所収、http://www.ohira.or.jp/cd/book/kyokasyuujitsu/ky_09.pdf。
- 86) 栗山尚一「現状維持 双方が努力を」『朝日新聞』2012年10月31日、「尖閣諸島と日中関係―『棚上げ』の意味」『アジア時報』2012年12月号 アジア調査会 4-6頁、「暗黙の了解から明確な合意へ」『赤旗』2013年7月3日、「尖閣解決『棚上げ』しかない」『東京新聞』2013年8月4日。
- 87) 「共同声明原則に戻す 外務省方針」『朝日新聞』1978年4月16日。
- 88) 徳田栄一郎「アメリカから見た秘密ファイル」『文藝春秋』2012年12月号 168-169頁。
- 89) 1978年4月19日、衆議院沖縄及び北方問題に関する特別委員会における上原康助氏の質問に対する答弁。国会議事録検索HP：<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/084/0710/main.html>。
- 90) 「領土に触れず『日中』決着 大平幹事長も見解」、「『双方触れず』が現実的 尖閣で大平幹事長表明」『朝日新聞』、『日本経済新聞』1978年4月20日夕刊。
- 91) 「『尖閣』、政治解決で 大平氏、党内調整に自信」『読売新聞』1978年4月20日夕刊。
- 92) 伊藤昌哉『自民党戦国史』朝日ソノラマ 1982年11月 366頁。
- 93) 「『領土触れずに異存ない』政府首脳語る」『朝日新聞』1978年4月21日。
- 94) Document 109 (May 21, 1978), "Foreign Relations of the United States, 1977-1980, Volume XIII, China". <http://history.state.gov/historicaldocuments/frus1977-80v13/d109>.
- 95) 園田直『日本 世界 愛』第三政経研究会 1981年5月 328頁と184頁。
- 96) 杉本信行『大地の咆哮 元上海総領事が見た中国』PHP 研究所 2006年8月 69頁。
- 97) 外務省中国課「福田総理・鄧副総理会談記録（第二回 極秘 無期限）」（1978年10月25日）11頁。整理番号：04-1022-4 外交史料館蔵。
- 98) 「両国の意思疎通大いに前進 福田首相語る」『読売新聞』1978年10月26日。
- 99) 外務省アジア局「鄧小平副総理の訪日とその評価（秘 無期限）」（1978年10月30日）19-20頁。整理番号：04-1022-7 外交史料館蔵。
- 100) 「『尖閣』日中で石油開発 正式交渉を指示 園田外相 領有権と分離」『読売新聞』1979年7月10日夕刊。石油資源共同開発の動きとその経緯に関して、拙稿「釣魚島（尖閣諸島）領有権問題に関する中日間の『棚上げ合意』の史的経緯―日本側の史資料を中心に―」『龍谷大学社会科学研究所年報』（2012年度 90-92頁）を参照されたい。http://repo.lib.ryukoku.ac.jp/jspui/bitstream/10519/5145/1/skk-np_043_008.pdf
- 101) 「『鄧小平氏との間で決めたものがある』『尖閣』問題で宮沢首相、「尖閣諸島問題」、『朝日新聞』、『読売新聞』1992年2月27日夕刊。
- 102) 「『尖閣諸島領有』棚上げ不変 中国全人代委副主任が言明 領土明記は削除せず」『読売新聞』1992年2月28日。
- 103) 「中国の『尖閣』対応は『主権侵害でない』外務報道官」、「尖閣諸島の『中国領土明記』、直ちに『主権侵害』と言えぬ―外務報道官」『朝日新聞』、『毎日新聞』1992年3月4日。
- 104) 1992年3月9日、衆議院予算委員会における新盛辰雄氏の質問に対する答弁。国会議事録検索HP：<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/123/0380/main.html>。
- 105) 「尖閣諸島問題、決着棚上げ 中国が再確認」、「尖閣諸島の政治問題化を回避―中国外相と外務審議官」、『朝日新聞』、『毎日新聞』1992年3月18日。
- 106) 「尖閣諸島問題を『エスカレートさせる気ない』渡辺外相」『朝日新聞』1992年3月29日。
- 107) 「江沢民・中国共産党総書記の発言要旨」『毎日新聞』1992年4月2日。

- 108) 「首相、江沢民総書記と会談―天皇訪中『真剣に検討』、『尖閣』棚上げ確認」『日本経済新聞』1992年4月7日。
- 109) 「日本青年社」は既に1978年8月11日、釣魚島に灯台を設置し、翌12日、即ち、「中日平和友好条約」調印されたその日に点灯した。その後の1989年6月8日には改築し、日本政府に海図への記載を求めた。日本青年社のこうした行動の背後には、自民党内の青嵐会による煽動と支持があった。行動に深くコミットした石原慎太郎は回想録で、「青嵐会の仲間に計って資金を集め、頭山満翁の孫に当たる頭山立国氏や大平光陽氏にもちかけて関西の大学の冒険部や山岳部の学生を募り、尖閣の魚釣島に上陸させ、バッテリーで灯を点す粗末な灯台をまず作らせた」と回想している。その後、大野明の斡旋により、麻布自動車が日本青年社に8本(2,400万円)の灯台の基礎になる鉄骨を提供した。
石原慎太郎『国家なる幻影 わが政治への反回想』文藝春秋 1999年3月 367頁、渡辺喜太郎「尖閣諸島“秘話”灯台建設に鉄骨8本手配」
<http://www.zakzak.co.jp/society/domestic/news/20121114/dms1211140712004-nl.htm>。
- 110) 「尖閣問題、米『平和解決を』」『日本経済新聞』1996年9月11日夕刊。
- 111) 「尖閣抗議の香港・台湾船日本領海に侵入、海保と接触、上陸の機うかがう」『産経新聞』1996年9月26日夕刊。
- 112) 「活動家四人が泳いで上陸、尖閣諸島中台の旗」『産経新聞』1996年10月7日夕刊。
- 113) 「池田外相表明、尖閣諸島問題、対話通じ鎮静化」『日本経済新聞』1996年9月21日夕刊。
- 114) 「中国外相、尖閣・靖国問題で懸念 池田外相、灯台認めぬ意向」「日中外相会談のやりとり（要旨）」『朝日新聞』1996年9月25日夕刊と9月26日。
- 115) 「尖閣諸島問題、米國務長官、『対話で解決を』」『日本経済新聞』1996年9月26日夕刊
- 116) 「『党と政府違う』橋本首相、一線画す」『朝日新聞』1996年10月1日夕刊。
- 117) 「尖閣に灯台建設の『日本青年社』を搜索」『読売新聞』大阪版 1996年10月3日夕刊。
- 118) 「『灯台』認めず、処分保留決定」『日本経済新聞』1996年10月4日。
- 119) 「日中間改善、橋本首相が重視の姿勢を打ち出す」『読売新聞』1996年11月9日。
- 120) 「『尖閣諸島問題』冷静対応で一致」「尖閣諸島問題の『実質棚上げ』中国側は評価 日中外相会談」『朝日新聞』1996年11月24日。
- 121) 「日中首脳会談（要旨）―24日、マニラ」『毎日新聞』1996年11月25日。
- 122) 「政府、航路標識法を改正へ、不許可灯台撤去可能に―尖閣問題で中国に配慮」『日本経済新聞』1997年2月25日夕刊。
- 123) 「沖縄・石垣市議らの尖閣上陸『遺憾』古川官房副長官が記者会見」『読売新聞』1997年2月28日夕刊。
- 124) 「首脳相互訪問推進 早期に新漁業協定も 日中外相会談で一致」『読売新聞』1997年3月30日。
- 125) 「新進・西村衆院議員尖閣・魚釣島に上陸 橋本首相が強い不快感」『読売新聞』1997年5月6日夕刊、「尖閣上陸は軽犯罪法違反」『日本経済新聞』1997年5月7日。
- 126) 「米国は批判―新進党の西村真悟・衆院議員らの尖閣諸島上陸」『毎日新聞』1997年5月7日夕刊。
- 127) 「尖閣諸島上陸、警告を受け断念―新進党の西村真悟議員ら」『毎日新聞』中部版1997年9月5日夕刊。
- 128) 「日中、新漁業協定に署名」『日本経済新聞』1997年11月12日。
- 129) 「漁業に関する日本国と中華人民共和国との間の協定第6条(b)の水域に関する書簡」(1997年11月11日) 外務省 HP: <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/treaty/pdfs/A-H12-343.pdf>、357-358頁。
- 130) ヒラリー・クリントン「米国の太平洋の世紀」(2011年10月21日) 米国駐日本国大使館 HP:<http://japanese.japan.usembassy.gov/j/p/tpj-20111104-01.html>。
- 131) 「第70回国会における大平外務大臣の外交演説」(1972年10月28日) 霞山会『日中関係基本資料集 1970年-1992年』1993年11月 122頁。